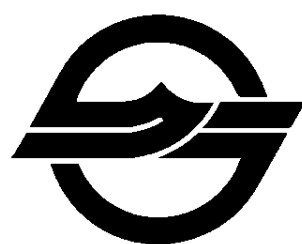


令和 3 年 度

清 掃 事 業 概 要



倉敷市環境リサイクル局リサイクル推進部

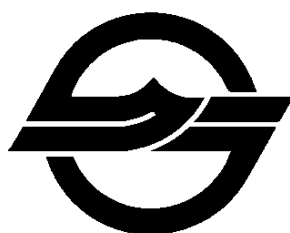
倉敷市民憲章

昭和47年2月1日制定

私たちは、日本のふるさと瀬戸内海と母なる高梁川にはぐくまれ、古い伝統と洋々たる未来にかがやく倉敷市民の誇りをこめて

- 1 自然を生かし、緑と花のあるきれいな環境をつくります。
- 1 人間をたいせつにし、青少年には夢、老人には安らぎのあるあたたかい社会をつくります。
- 1 秩序を守り、平和で安全なまちをつくります。
- 1 働くことによるこびをもち、明るく健康な家庭をつくります。
- 1 教養を高め、世界と通じ、個性ある文化をつくります。

市 章



倉敷の「クラ」を図案化。横へ広がる翼は、瀬戸内経済圏の中核市として、産業・文化・観光の調和のある住みよい理想都市を目ざして飛融和を象徴する。

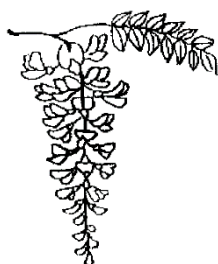
市 木【くすの木】



昭和46年7月「市民憲章・市木・市花制定委員会」を組織、制定委員会では選考を効率的に進めるため、専門家も加え、市木・市花の専門委員会も設けました。

市のシンボルにふさわしいもの、倉敷の気候風土に適したものなどの条件を考えながら、数多くの候補の中から各々3品種に絞り、（市木……やまもも・さくら・くすの木、市花……つつじ・ふじ・はぎ）ハガキによる市民投票を行った結果、市木にくすのき、市花にふじが選ばれました。

市 花【ふ じ】



そして3市（倉敷市・児島市・玉島市）合併5周年を記念して、昭和46年12月1日に制定されました。

市の鳥【カワセミ】



「市の鳥制定委員会」で市民の皆様から寄せられたご意見を参考に、自然と人間の共生のシンボルとして、倉敷市にふさわしい鳥を審議しました。

その結果を受け、平成15年3月25日、市の鳥としてカワセミが制定されました。

この冊子には再生紙を使用しています。



倉敷市清掃事業概要

編集・発行

〒710-8565

倉敷市西中新田640番地

倉敷市環境リサイクル局

リサイクル推進部一般廃棄物対策課

TEL 086-426-3375

FAX 086-421-0144

印刷・発行 令和3年9月



家庭ごみの出し方4原則

- ・決められたごみを
- ・決められた場所へ
- ・決められた日の朝8時30分までに
- ・無色の透明または半透明の袋で



目 次

第1章 倉敷市の概要

1 位置及び地勢	3
2 市勢	4
3 市制の沿革	4
4 地区別の人口・世帯数・面積	5
5 人口及び世帯数の推移・1世帯当たりの平均人数	5

第2章 組織・人員

1 組織・機構	9
2 事務分掌	10～14
3 職種別・所属別職員配置状況	15

第3章 財政

1 概説	19
2 予算	19
3 決算	20～22
4 世帯・1人当たりの清掃費の推移	22～23
5 1t当たりのごみ処理経費の推移	23～25

第4章 ごみ処理事業

1 概説	29～30
2 収集	31～34
3 処理	34～36
4 適正処理施策	37～38

第5章 ごみ減量対策事業

1 概説	41
2 施策展開	41～48
3 リサイクルの達成状況	48～49
4 くらしキック20 ～ごみ減量への挑戦～	49～51

第6章 し尿処理事業

1	概説	55～56
2	し尿・浄化槽汚泥処理計画	57
3	し尿・浄化槽汚泥排出量	58
4	浄化槽基数の推移	59
5	し尿処理施設別処理量	59
6	一般廃棄物処理業等合理化事業	60

第7章 施設の概要

1	概説	63～64
2	車両の保有状況	65～66
3	一般廃棄物処理施設	67～68
4	一般廃棄物処理施設位置図	69
5	焼却処理場・資源循環型廃棄物処理施設	70～72
6	焼却処理施設回収エネルギー・副生成物の有効利用	73
7	粗大ごみ処理場，資源選別所関連施設	74～75
8	リサイクル関連施設	76
9	最終処分場	76
10	跡地利用	77～78
11	し尿処理場	79
12	浄化槽汚泥脱水施設	80
13	し尿貯留施設	80
14	公衆便所	81

第8章 産業廃棄物対策事業

1	概説	85
2	産業廃棄物処理業等の許可状況	85～86
3	P C B廃棄物対策	86～87
4	産業廃棄物監視指導事業の状況等	87～89
5	啓発活動の推進	89

第9章 災害廃棄物処理事業

1 平成30年7月豪雨における災害廃棄物処理の概要	93
---------------------------	----

第10章 参考資料

1～32 倉敷市廃棄物・清掃関係例規	97～204
33 令和3年度倉敷市一般廃棄物処理実施計画	205～210
34 令和2年度ごみ処理事業実績	211～214
35 ごみ処理手数料改定経過	215
36 し尿くみ取り手数料・市補助金改定経過	216
37 一般廃棄物収集運搬業者	217～220
38 環境事業年表	221～234

第1章 倉敷市の概要

1	位置及び地勢	3
2	市勢	4
3	市制の沿革	4
4	地区別の人口・世帯数・面積	5
5	人口及び世帯数の推移・1世帯当たりの平均人数	5

第1章 倉敷市の概要

1 位置及び地勢

倉敷市は岡山県の南部，岡山平野の西部に位置し，東部は岡山・玉野の両市に，北部は総社市に隣接している。

市域は県下三大河川の一つに数えられる清流豊かな高梁川が瀬戸内海に形成した沖積平野と，その背後地である緩やかな丘陵で成り立っており，高梁川とこの丘陵によって倉敷・水島・児島・玉島・船穂・真備の6つの地区に分かれている。



東 経	北 緯	面 積
133度46分19秒	34度35分06秒	355.63 km ²

2 市勢

本市は、旧倉敷市、旧児島市、旧玉島市の3市が、昭和42年2月に合併して、新しい「倉敷市」として誕生し、その後、昭和46年に隣接の庄村を、翌47年に茶屋町を編入して市域を拡大した。

この間、昭和30年代後半から40年代にかけての水島臨海工業地帯の順調な成長に伴い、都市基盤も急速に整備され、岡山県南産業都市の雄都として、また、東瀬戸広域経済の中核都市として大きく発展を遂げてきた。また、一面において往時を偲ぶ倉敷川畔の白壁土蔵づくりの町並みは、心のふるさととして万人に愛される格調ある町として知られている。

また、平成14年4月には中核市となり、平成17年8月には船穂町、真備町と合併し、市民サービスの向上、地域の特性に応じた個性ある町づくりの推進などを通じて「安心して暮らせるまち」の実現に向けて取り組んでいる。

3 市制の沿革

年 月 日	旧倉敷市	旧児島市	旧玉島市	
昭和3年4月1日	市制施行 倉敷市	市制施行 児島市	市制施行 玉島市	
昭和5年8月1日	福田町の一部編入			
昭和19年1月1日	中洲町編入			
昭和23年4月1日				
昭和25年9月1日	粒江村編入			
昭和26年3月28日	菅生村編入			
	中庄村編入			
	帯江村編入			
昭和27年1月1日				
昭和27年4月1日	豊洲村の一部編入			
昭和28年1月1日	西阿知町編入	琴浦町と合併 郷内村の一部編入	長尾町編入 黒崎町編入 富田村編入	
昭和28年2月11日				
昭和28年4月1日				
昭和28年6月1日	福田町編入			
	連島町編入			
昭和29年12月1日	藤戸町編入	穂井田村の一部編入	穂井田村の一部編入	
昭和31年4月1日				
昭和34年3月31日				
昭和42年2月1日	倉敷市・児島市・玉島市が合併し、新市名「倉敷市」となる			
昭和46年3月8日	庄村編入			
昭和47年5月1日	茶屋町編入			
平成13年4月1日	保健所政令市移行			
平成14年4月1日	中核市移行			
平成17年8月1日	船穂町、真備町編入			

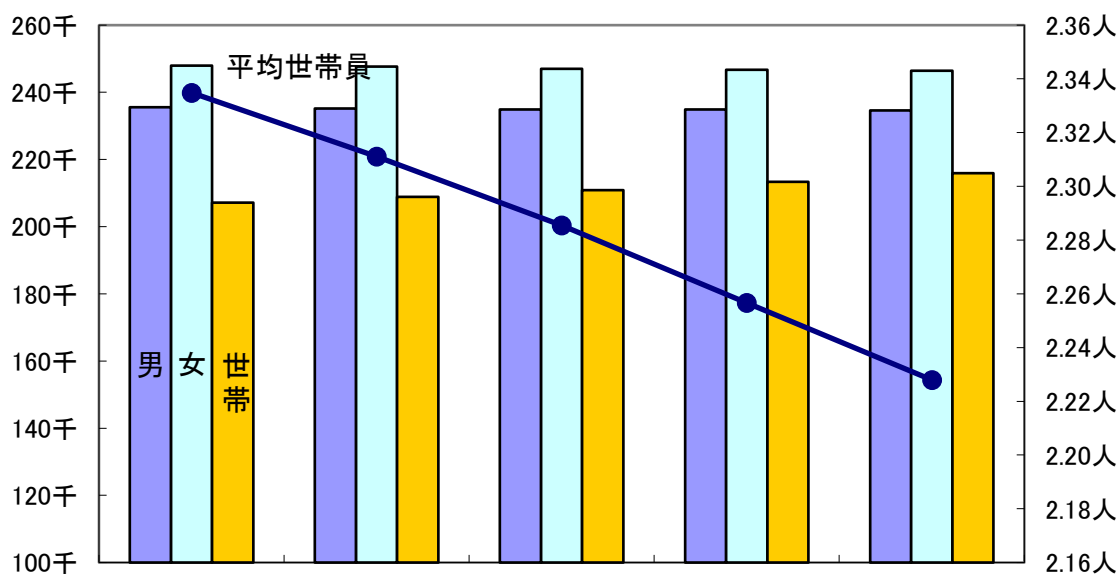
4 地区別の人口・世帯数・面積

(令和3年3月31日現在)

地区名		男(人)	女(人)	人口(人)	世帯数(世帯)	面積(km ²)
倉敷地区	庄地区	7,479	8,016	15,495	6,914	13.84
	茶屋町地区	8,025	8,510	16,535	6,674	5.25
	旧倉敷地区	96,541	104,168	200,709	89,666	旧倉敷＋ 水島＝
	小計	112,045	120,694	232,739	103,254	
水島地区		45,495	43,675	89,170	41,937	140.80
児島地区		32,355	34,746	67,101	31,072	80.33
玉島地区		30,754	32,590	63,344	27,863	60.35
船穂地区		3,830	4,090	7,920	3,208	10.87
真備地区		10,099	10,601	20,700	8,547	44.19
全市計		234,578	246,396	480,974	215,881	355.63

※ 面積は令和2年10月1日現在

5 人口及び世帯数の推移（棒グラフ）・1世帯当たりの平均人数（折れ線グラフ）



		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
人口	合計	483,576	482,790	481,844	481,542	480,974
	男	235,605	235,172	234,861	234,855	234,578
	女	247,971	247,618	246,983	246,687	246,396
世帯数		207,111	208,905	210,828	213,391	215,881
平均世帯員		2.33	2.31	2.29	2.26	2.23

第2章 組織・人員

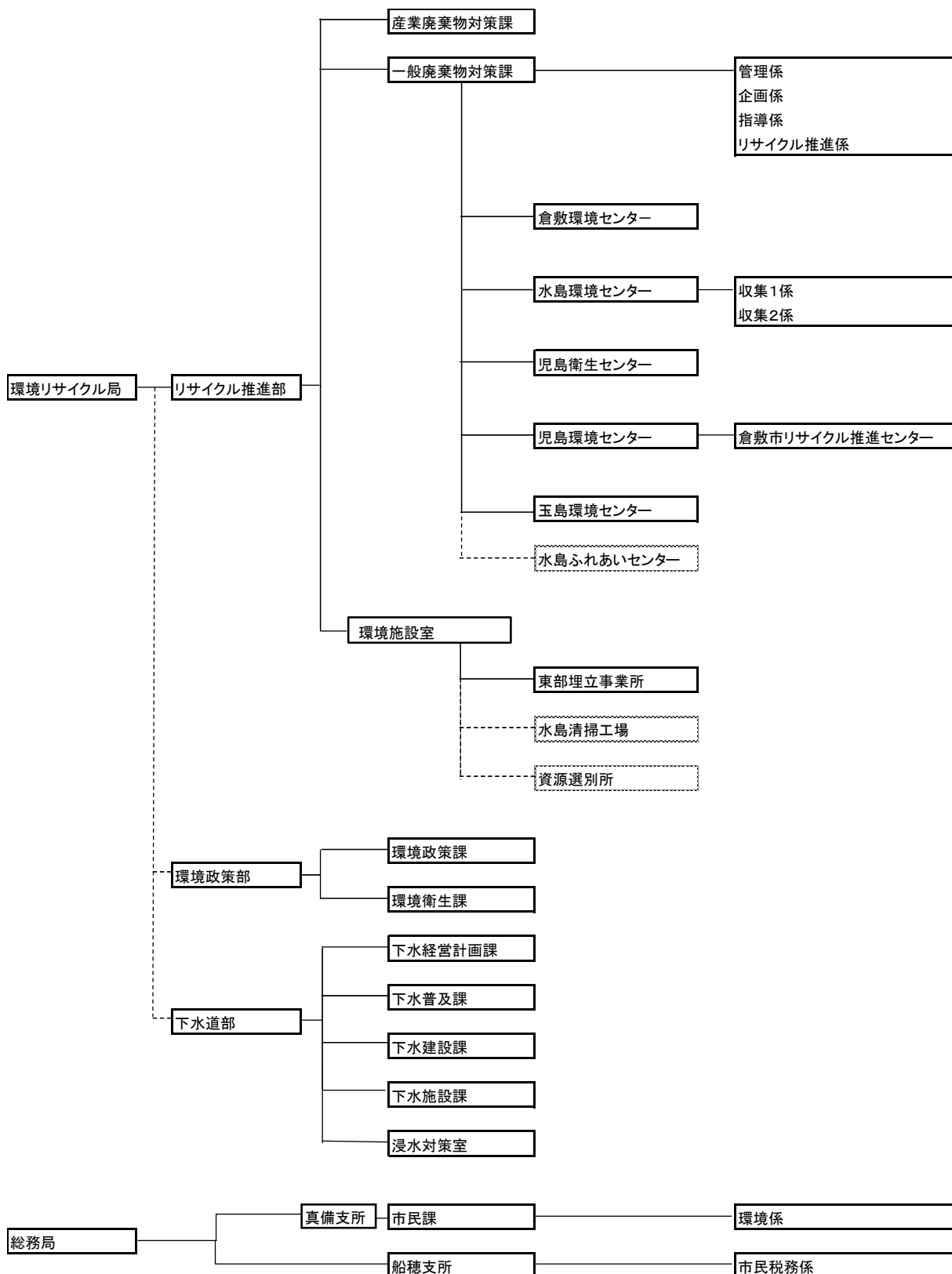
1	組織・機構	-----	9
2	事務分掌	-----	10～14
3	職種別・所属別職員配置状況	-----	15

第2章 組織・人員

1 組織・機構

リサイクル推進部（廃棄物対策関係）職員総数 1 4 5 名

[令和3年4月1日現在(会計年度任用職員を除く)]



2 事務分掌

リサイクル推進部

産業廃棄物対策課

- (1) 産業廃棄物行政の企画及び調整に関すること。
- (2) 産業廃棄物処理業の許可、指導及び監督に関すること。
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置に係る許可、指導及び監督に関すること。
- (4) 産業廃棄物排出事業者の指導及び監督に関すること。
- (5) 産業廃棄物の適正処理に関すること。
- (6) 産業廃棄物の不法投棄対策に関すること。
- (7) 廃棄物処理施設設置専門委員に関すること。
- (8) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく関連事業者の登録、許可、指導及び監督に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、産業廃棄物に関すること。

一般廃棄物対策課

- (1) 一般廃棄物処理事業の企画及び運営に関すること。
- (2) 一般廃棄物適正処理思想の普及及び指導に関すること。
- (3) し尿処理業等合理化事業計画及び推進に関すること。
- (4) 部内の連絡調整に関すること。
- (5) 一般廃棄物収集運搬業、浄化槽清掃業の許可及び許可業者の指導に関すること。
- (6) 一般廃棄物処理施設の設置許可、届出受理等に関すること。
- (7) 一般廃棄物の不法投棄対策事業に関すること。
- (8) ごみ減量に係る施策の策定及び推進に関すること。
- (9) ごみ減量に係る啓発及び指導に関すること。
- (10) 公衆便所(他の部署で清掃するものを除く)の清掃に関すること。
- (11) 倉敷西部清掃施設組合及び備南衛生施設組合に関すること。
- (12) 廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- (13) 水島ふれあいセンターに関すること。

倉敷環境センター

水島環境センター

児島衛生センター

児島環境センター

玉島環境センター

- (1) 一般廃棄物処理事業の実施に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理施設の管理に関すること。
- (3) 一般廃棄物収集運搬業者の指導監督に関すること。
- (4) 一般廃棄物の収集に関すること。
- (5) 車両、機械器具等の管理に関すること。
- (6) 犬、猫等の死体の収容に関すること(児島衛生センターを除く)。
- (7) ごみ減量化及び資源化の実施に関すること(児島衛生センターを除く)。
- (8) 一般廃棄物排出の指導に関すること(児島衛生センターを除く)。
- (9) 西部ふれあい広場の貸出しに関すること(玉島環境センターに限る)。

倉敷市水島ふれあいセンター

倉敷市水島ふれあいセンター条例(平成10年倉敷市条例第51号)の定めるところにより設置された水島ふれあいセンターにおいては、心身の健康保持と明るく住みよい地域社会づくりに資するため、地域の住民に対し、スポーツ・レクリエーション等の場を提供する業務をつかさどる。

倉敷市リサイクル推進センター(愛称:クルクルセンター)

倉敷市リサイクル推進センター条例(平成16年倉敷市条例第36号)の定めるところにより設置されたリサイクル推進センターにおいては、循環型社会に対する意識啓発等を図り、もって快適な市民生活環境づくり及び地球環境の保全に資するため、次の事務及び業務をつかさどる。

- (1) 廃棄物の減量、再利用及び再生利用促進の啓発に関すること。
- (2) 循環型社会を構築するために、学習し、及び体験することができる場の提供に関すること。
- (3) 廃棄物の減量、再利用及び再生利用促進のための情報の収集、整理及び研究に関する

こと。

- (4) リサイクル推進センターを利用する市民及び事業者の自主的な活動の支援に関すること。
- (5) 再生修理可能品を修理再生した物及び再利用可能物の展示及び提供に関すること。
- (6) 廃食用油燃料化事業(バイオディーゼル事業)に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、リサイクル推進センターの設置目的を達成するために市長が必要と認めた事業に関すること。

環境施設室

- (1) 一般廃棄物処理施設の改善及び維持補修に関すること。
- (2) 公衆便所(他の部署の所管に属するものを除く)の維持補修に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理施設の計画及び建設に関すること。
- (4) 資源選別所に関すること。
- (5) 西部ふれあい広場に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物処理施設に関すること。

東部埋立事業所

- (1) 埋立処分施設の管理に関すること。
- (2) 粗大ごみ及び不燃物の処理及び処分に関すること。
- (3) 車両、機械器具等の管理に関すること。
- (4) ごみ減量化及び資源化の実施に関すること。
- (5) 一般廃棄物収集運搬業者の指導監督に関すること。
- (6) 一般廃棄物排出の指導に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、埋立処分に関すること。

水島清掃工場

- (1) 一般廃棄物処理事業の実施に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理施設の管理に関すること。
- (3) 一般廃棄物収集運搬業者の指揮監督に関すること。

- (4) 車両，機械器具等の管理に関する事。
- (5) ごみ減量化及び資源化の実施に関する事。
- (6) 一般廃棄物排出の指導に関する事。

資源選別所

- (1) 一般廃棄物処理施設の管理に関する事。
- (2) 車両，機械器具等の管理に関する事。
- (3) びん等の選別に関する事。
- (4) びん等の選別後の処理に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，選別処分に関する事。

船穂支所

- (1) ～(44)略
- (45) 一般廃棄物処理事業に関する事。
- (46) 犬猫等の死体の収容に関する事。
- (47) ごみ減量化及び資源化の実施に関する事。
- (48) 船穂不燃物処理場の管理に関する事。
- (49) し尿中継槽の管理に関する事。
- (50) 以下略

真備支所 市民課

- (1) ～(49)略
- (50) 一般廃棄物の収集に関する事。
- (51) 真備地区指定ごみ袋に関する事。
- (52) 粗大ごみの戸別収集に関する事。
- (53) 一般廃棄物処理事業の実施に関する事。
- (54) 不法投棄物に関する事。
- (55) 犬猫等の死体の収容に関する事。
- (56) ごみ減量化及び資源化の実施に関する事。

- (5 7) 一般廃棄物排出の指導に関する事。
- (5 8) 真備町不燃物投入場の水質検査に関する事。
- (5 9) し尿中継槽の管理に関する事。
- (6 0) 略
- (6 1) その他環境に関する事。
- (6 2) 以下略

3 職種別・所属別職員配置状況

(令和3年4月1日現在)

役職 所属・係名	部長	室長・次長・副参事	課長・所長・課長代理・課長主幹	課長補佐・所長・主幹	係長・主任	事務職	技術職	ごみ関係						し尿関係		合計
								清掃指導員	収集業務	焼却業務	埋立業務	粗大業務	その他	収集業務	その他	
リサイクル推進部	1	3														4
産業廃棄物対策課			(1) 2		2	1	1									6
一般廃棄物対策課			4	4	(2)											8
管理係					2	1										3
企画係					(1)	1										1
指導係					2	1										3
リサイクル推進係					(1) 1	1										2
小計			4	4	5	4										17
環境施設室		1	(1) 4	① 2	4	1	① 4									16
倉敷環境センター			(1)		2	(1)		(1) 4	(14)				7		4	17
水島環境センター				1												1
収集1係					1	1		1	17						2	22
収集2係					1			2	15							18
小計				1	2	1		3	32						2	41
児島衛生センター			(1)		2									9		11
児島環境センター				1	1		1	2	3							8
玉島環境センター				1	1		② 1	2					2			7
東部埋立事業所			(1)		2						6	6				14
真備支所市民課			1		1											2
船穂支所市民税務係			1			1										2
合計	1	4	12	9	22	8	7	11	35		6	6	9	9	6	145

※○は倉敷西部清掃施設組合派遣職員数。数値は再掲。

※（ ）は兼職員数。数値は再掲。

第3章 財政

1	概説	-----	1 9
2	予算	-----	1 9
3	決算	-----	2 0～2 2
4	世帯・1人当たりの清掃費の推移	-----	2 2～2 3
5	1 t 当たりのごみ処理経費の推移	-----	2 3～2 5

第3章 財政

1 概説

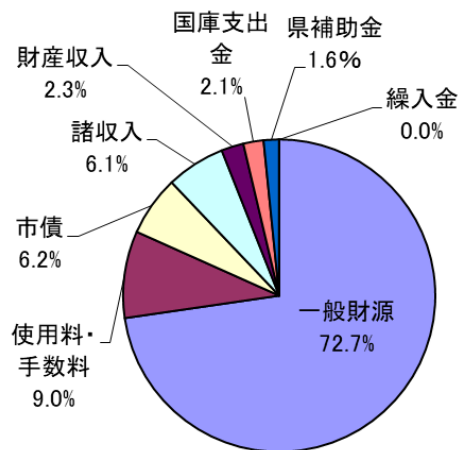
令和3年度の本市の当初予算額（一般会計）は187,992,849千円で、そのうち清掃費が占めている割合は約4.4%である。長期的展望・広域的な視野に立った施設整備、現有施設の改善ならびに車両・機材の充実を図り、市民生活の環境保全と公衆衛生の向上に努めている。

2 予算

（1）一般会計歳出予算と清掃費予算の比較

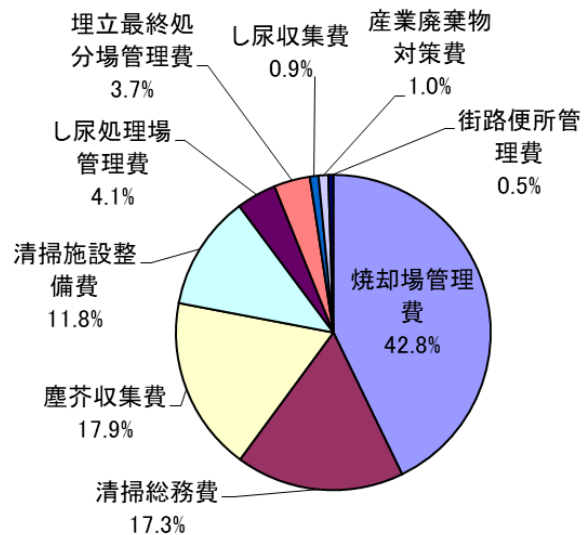
区 分	一 般 会 計	清 掃 費
R3年度当初予算	187,992,849千円	8,253,263千円
対前年度比	99.94%	94.09%

（2）清掃費予算の構成



R3年度歳入当初予算額

8,253,263千円



R3年度歳出当初予算額

8,253,263千円

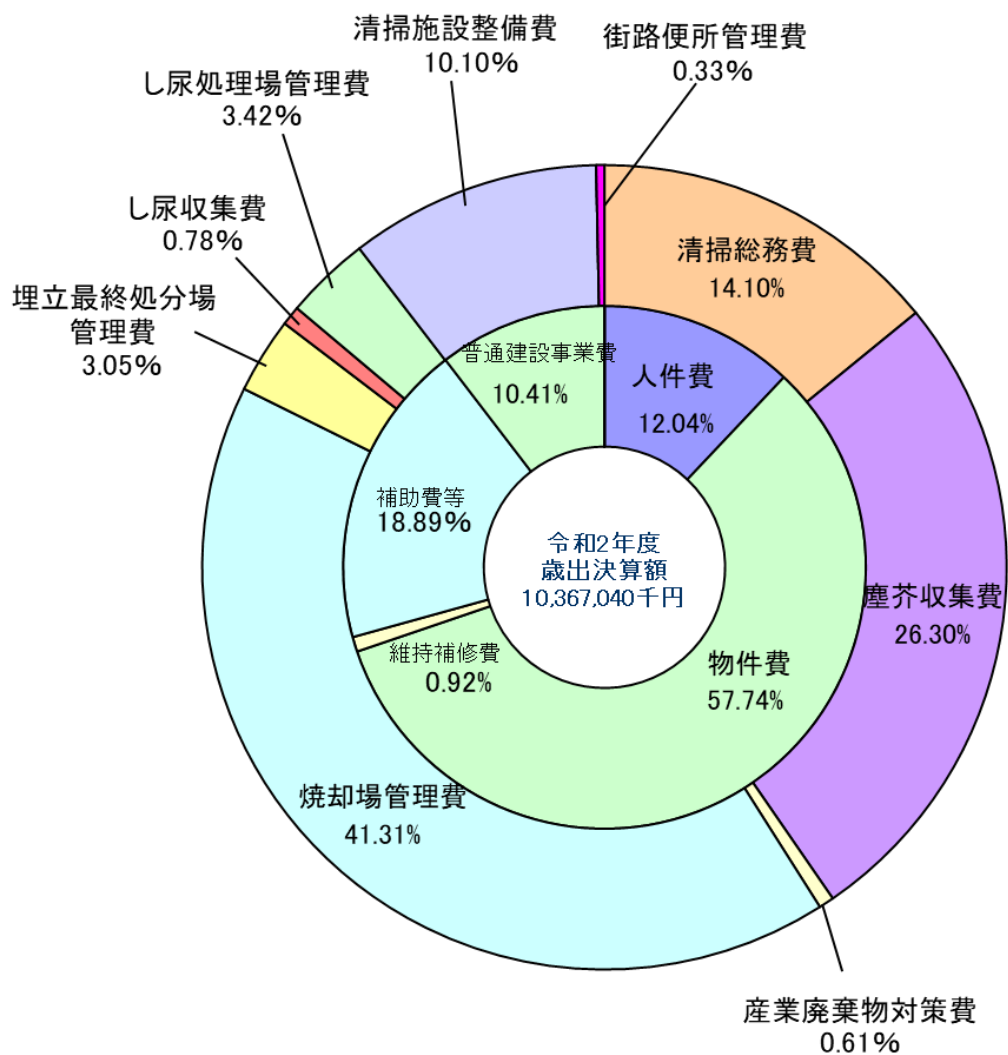
3 決算

(1) 清掃費歳出決算の推移

(単位：千円)

年 度	28 年度	29 年度	30 年度	R1 年度	R2 年度
一般会計	171,725,086	169,671,815	184,662,344	192,820,313	254,106,923
清 掃 費	8,891,100	7,127,637	15,045,620	17,291,284	10,367,040
清掃費の割合	5.18%	4.20%	8.15%	8.97%	4.08%

(2) 清掃費歳出決算の割合



(3) 清掃費歳入決算の推移 (内訳)

(単位: 千円)

年度 項目	28	29	30	R1 年度	R2 年度
衛生使用料	271	259	144	80	123
衛生手数料	737,148	742,936	742,526	768,463	797,027
国庫補助金	575,924	27,998	3,813,723	4,368,145	635,653
県補助金	89,367	93,447	113,378	127,729	131,376
財産収入	153,847	222,833	255,381	212,485	189,097
基金繰入金		18,969	243,854		
寄付金					
受託事業収入	187,024	172,987	248,624	229,173	210,828
雑入	49,486	61,658	76,035	64,570	87,776
繰越金					
市債					
一般財源	7,098,033	5,786,550	9,551,955	11,520,639	8,315,160
計	8,891,100	7,127,637	15,045,620	17,291,284	10,367,040

(4) 清掃費歳出決算の推移 (内訳)

(単位: 千円)

年度 項目	28	29	30	R1 年度	R2 年度
清掃総務費	1,616,413	1,725,464	1,456,155	1,548,032	1,461,580
塵芥収集費	1,294,087	1,290,179	8,619,453	9,931,699	2,726,107
産業廃棄物対策費	34,729	37,156	107,245	75,606	63,112
焼却場管理費	5,171,771	3,133,668	3,380,095	4,300,283	4,282,846
埋立最終処分場 管理費	317,085	298,743	335,672	277,520	316,189
し尿収集費	83,365	84,782	122,843	71,647	80,873
し尿処理場管理費	317,906	374,814	375,242	343,973	354,668
清掃施設整備費	22,885	152,184	614,484	707,048	1,047,534
街路便所整備費					
街路便所管理費	32,859	30,647	34,431	35,476	34,131
計	8,891,100	7,127,637	15,045,620	17,291,284	10,367,040

(5) 歳出性質別内訳表 (清掃費)

令和2年度 歳出性質別内訳表 (清掃費)

	塵芥収集費	焼却場 管理費	埋立最終処分場管理費		ごみ計	率
			埋立最終処 分場	粗大ごみ処 理場		
1. 人件費	720,236,829	0	69,257,792	72,236,267	861,730,888	11.1%
給料	319,321,370	0	27,851,040	29,505,480	376,677,890	4.9%
職員手当等	272,921,752	0	29,031,951	29,962,364	331,916,067	4.3%
共済費(職員分)	127,787,807	0	12,374,801	12,768,423	152,931,031	2.0%
賃金他(人件費分)	205,900	0	0	0	205,900	0.0%
2. 物件費	1,673,217,769	3,131,185,871	209,644,309	40,246,501	5,054,294,450	65.4%
賃金他(物件費分)	73,910,101	0	8,983,955	0	82,894,056	1.1%
消耗品費	27,512,156	0	8,082,761	26,853,239	62,448,156	0.8%
燃料費	16,553,032	0	3,957,522	0	20,510,554	0.3%
電気料	4,816,203	0	9,832,780	6,309,631	20,958,614	0.3%
水道料	3,484,726	0	209,986	0	3,694,712	0.0%
都市ガス	1,505,367	0	0	0	1,505,367	0.0%
修繕料(車両)	32,417,318	0	8,700,763	0	41,118,081	0.5%
委託料	1,492,189,082	3,128,759,271	137,676,597	6,374,241	4,764,999,191	61.6%
原材料費他	20,829,784	2,426,600	32,199,945	709,390	56,165,719	0.7%
3. 維持補修費	8,141,650	0	28,508,986	28,210,611	64,861,247	0.8%
建物	8,141,650	0	28,508,986	28,210,611	64,861,247	0.8%
4. 補助費等	986,794,916	698,161,919	4,100,770	0	1,689,057,605	21.8%
5. 普通建設事業	57,747,030	0	0	5,478,000	63,225,030	0.8%
工事請負費	25,652,000	0	0	0	25,652,000	0.3%
公有財産購入費	0	0	0	0	0	
備品購入費(100万 以上)	32,095,030	0	0	5,478,000	37,573,030	
計	3,446,138,194	3,829,347,790	311,511,857	146,171,379	7,733,169,220	100.0%

西部清掃施設組合負担金555,116,919円のうち、焼却場建設に係る費用はなし

PFIのごみ処理委託経費2,151,979,416円のうち建設経費440,286,985円は除く(焼却場管理費)

総社広域環境施設組合負担金(ごみ)139,148,000円のうち焼却場建設に係る費用13,211,000円は除く

賃金他(人件費分) = 共済(長期) + 賃金(長期) + 委員報酬

賃金他(物件費分) = 共済(臨時) + 賃金(臨時) + 労務賃金 + 非常勤職員等報酬 + 共済(報酬分)

原材料費他 = 旅費 + 食糧費 + 印刷製本費 + 医薬材料費 + 役務費 + 使用料及び賃借料 + 原材料費 + 備品購入費(100万未満)

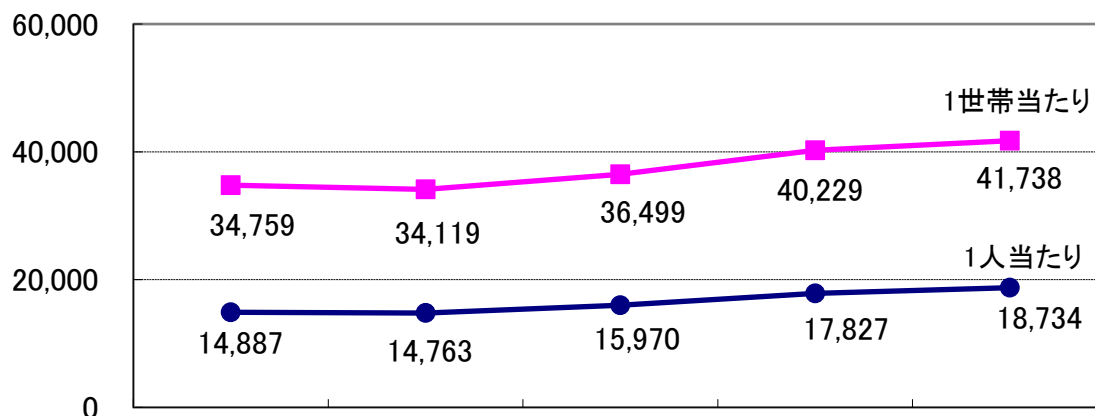
建物 = 修繕料(車両を除く)

補助費等 = 報償費 + 負担金補助及び交付金 + 公課費 + 償還金利子及び割引料 + 積立金

4 世帯・1人当たりの清掃費の推移（災害廃棄物処理事業費を除く）

（1）清掃費

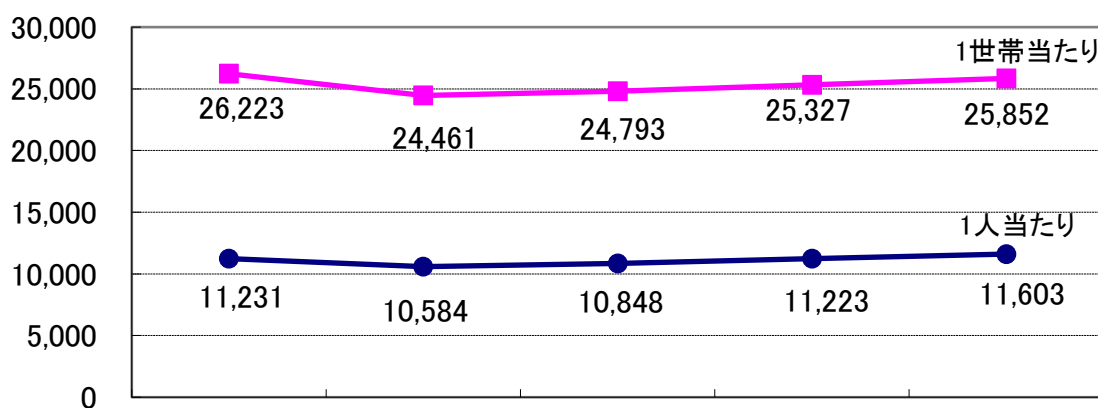
（単位：円）



	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度
清掃費(千円)	7,198,906	7,127,637	7,694,949	8,584,593	9,010,507
世帯数	207,111	208,905	210,828	213,391	215,881
人口	483,576	482,790	481,844	481,542	480,974
1世帯当たり	34,759	34,119	36,499	40,229	41,738
1人当たり	14,887	14,763	15,970	17,827	18,734

（2）ごみ処理関係経費

（災害廃棄物処理事業費・清掃施設整備費・保管焼却灰処理事業を除く）（単位：円）



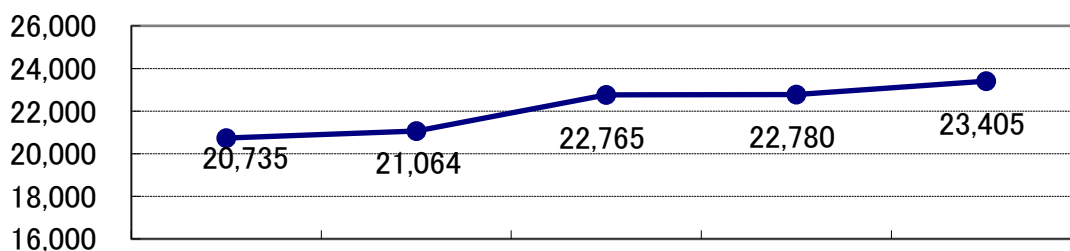
	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度
ごみ処理関係経費(千円)	5,431,033	5,110,014	5,227,087	5,404,585	5,580,972
世帯数	207,111	208,905	210,828	213,391	215,881
1世帯当たり	26,223	24,461	24,793	25,327	25,852
人口	483,576	482,790	481,844	481,542	480,974
1人当たり	11,231	10,584	10,848	11,223	11,603

5 1 t 当たりのごみ処理経費(ランニングコストベース)の推移

(災害廃棄物処理事業費を除く)

(1) 収集運搬部門

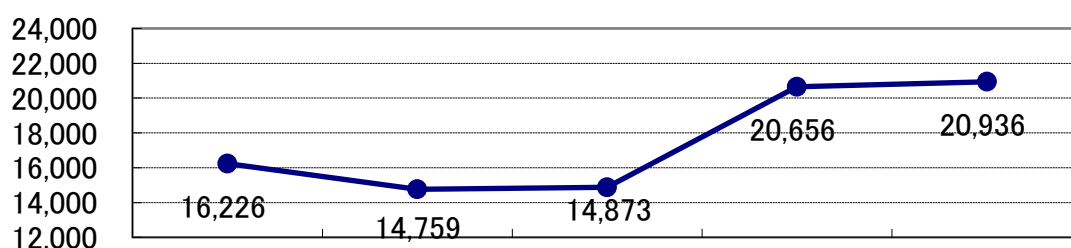
(単位: 円 / t)



	28 年度	29 年度	30 年度	R1 年度	R2 年度
支出額(千円)	1,927,725	1,921,319	2,041,422	2,048,960	2,089,605
収集運搬量(t)	92,971	91,213	89,675	89,946	89,279
1t当たり	20,735	21,064	22,765	22,780	23,405

(2) 焼却部門

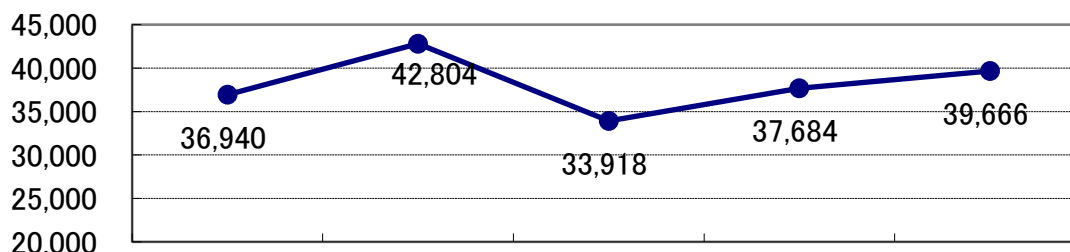
(単位: 円 / t)



	28 年度	29 年度	30 年度	R1 年度	R2 年度
支出額(千円)	3,052,997	2,753,933	2,933,759	3,846,758	3,829,348
焼却量(t)	188,150	186,592	197,260	186,227	182,910
1t当たり	16,226	14,759	14,873	20,656	20,936

(3) 破碎部門(粗大ごみ処理部門)

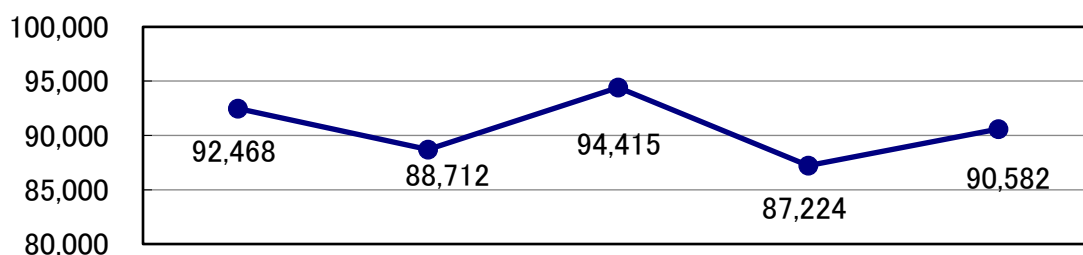
(単位: 円 / t)



	28 年度	29 年度	30 年度	R1 年度	R2 年度
支出額(千円)	121,680	132,608	121,867	129,255	146,171
処理量(t)	3,294	3,098	3,593	3,430	3,685
1t当たり	36,940	42,804	33,918	37,684	39,666

(4) 埋立部門

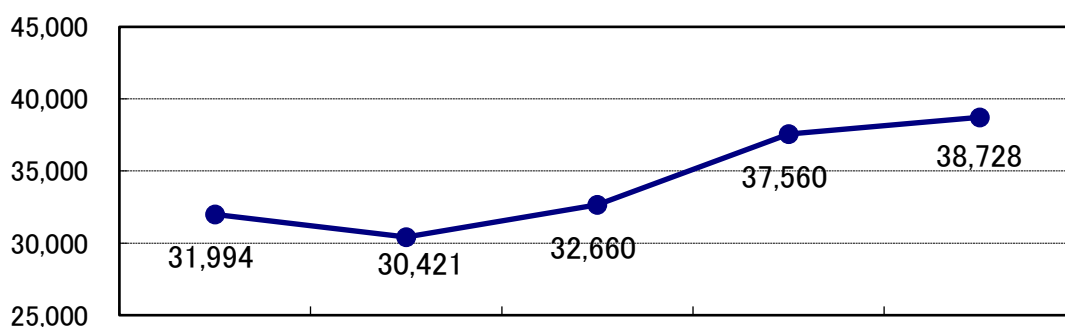
(単位：円／t)



	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度
支出額(千円)	328,632	302,154	344,709	288,361	311,512
埋立量(t)	3,554	3,406	3,651	3,306	3,439
1t当たり	92,468	88,712	94,415	87,224	90,582

(5) 全体

(単位：円／t)



	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度
支出額(千円)	5,431,033	5,110,014	5,441,758	6,313,334	6,376,636
処理量(t)	169,753	167,975	166,619	168,086	164,652
1t当たり	31,994	30,421	32,660	37,560	38,728

	収集運搬	焼却	破碎	埋立	全体
支出額(千円)	2,089,605	3,829,348	146,171	311,512	6,376,636
処理量(t)	89,279	182,910	3,685	3,439	164,652
単価(円/t)	23,405	20,936	39,666	90,582	38,728

解説：上記(1)～(5)の表について、各部門単価の合計が全体の単価とならない理由

令和2年度に倉敷市が処理したごみ総量は164,652tで、ごみ種により中間処理から最終処分の流れが異なるために、上記部門別整理表に示すとおり各々の部門の処理量は異なる。したがって、各部門単価の合計は全体の単価とはならない。

第4章 ごみ処理事業

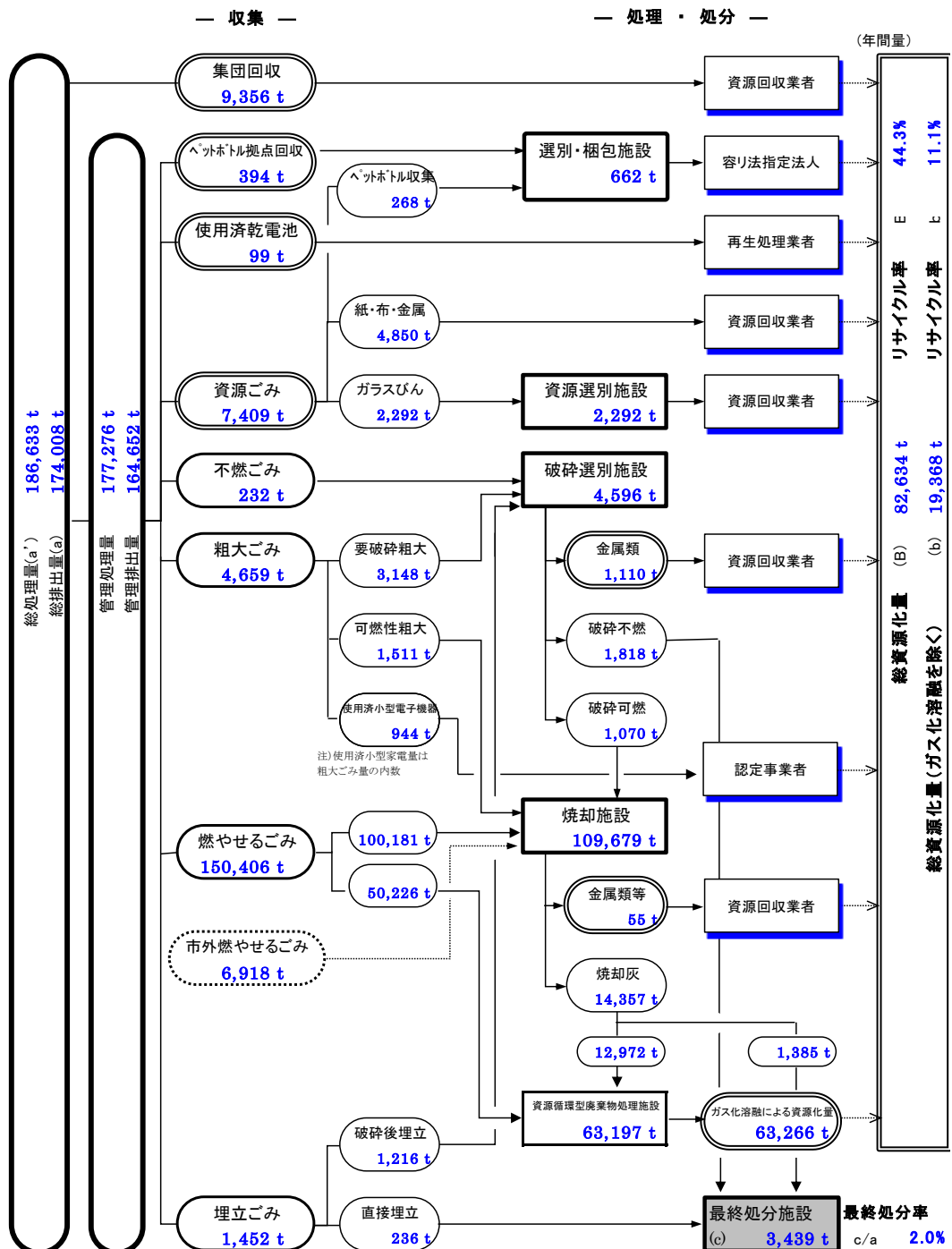
1	概説	-----	29～30
2	収集	-----	31～34
3	処理	-----	34～36
4	適正処理施策	-----	37～38

第4章 ごみ処理事業

1 概説

「倉敷市一般廃棄物処理基本計画（平成21年度策定，令和2年度改定）」に基づき，
 1. 生産・消費段階を含めた「ごみ」そのものの発生・排出抑制，2. 環境教育の充実，3
 . 廃棄物の減量化・資源化の推進及び適正処理を基本理念に，廃棄物の減量化・資源化が
 最も推進された「環境最先端都市」の実現を目指し，ごみ処理事業を推進している。

(1) ごみ処理フロー（令和2年度）



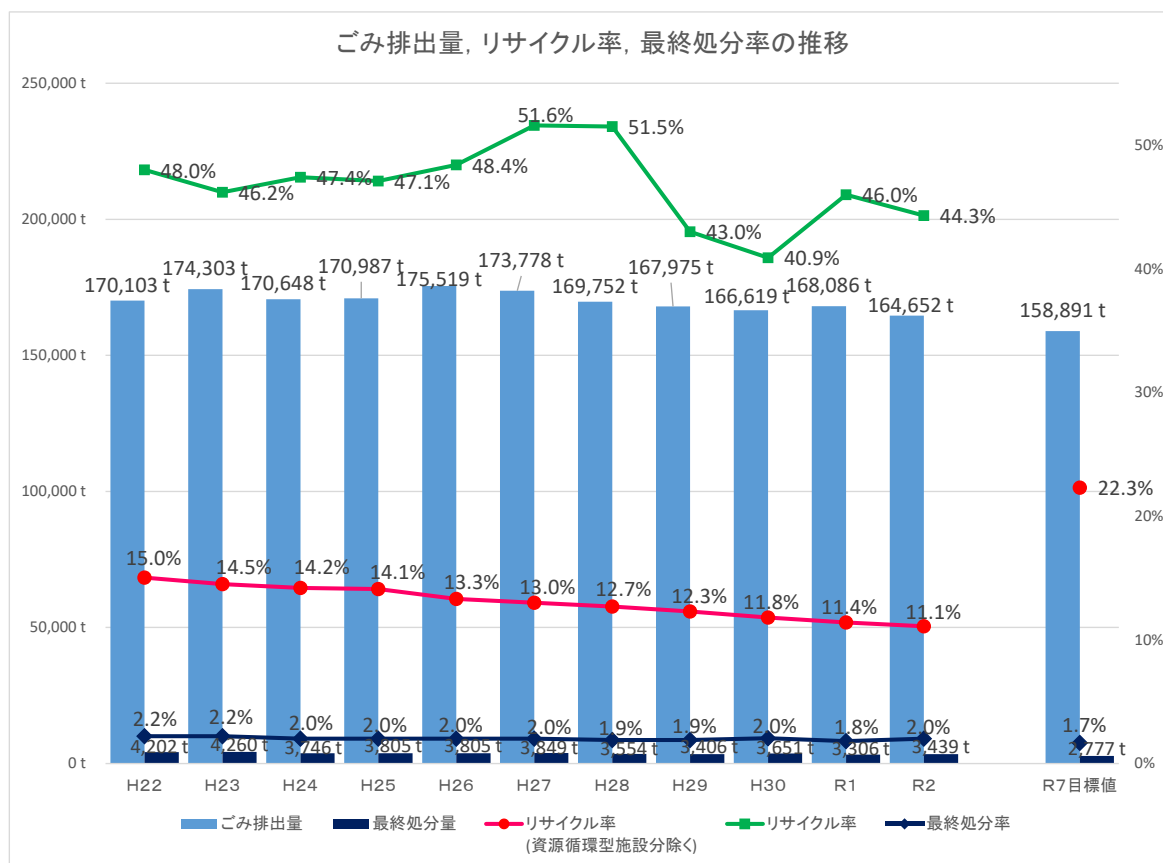
(2) ごみ処理の状況

本市の一般廃棄物（ごみ）排出量は、増減を繰り返しながらも徐々に減ってきている。令和2年度の排出量は164,652 tで、前年比2.0%減少した。

ごみの減量・資源化及び適正処理を確保するため、従来の4種分別（可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・使用済乾電池）を改め、平成11年度から資源ごみ（紙・布・金属・びん類）とペットボトル拠点回収を加えた5種14分別収集（燃やせるごみ・埋立ごみ・粗大ごみ・使用済乾電池・資源ごみ・ペットボトル）を全市域で開始した。また、平成21年度10月からペットボトルのごみステーション収集、平成26年1月から使用済み小型電子機器のピックアップ収集を開始した。

ごみ処理の状況については、平成17年度からの資源循環型廃棄物処理施設の本格稼働により高いリサイクル率を維持しており、令和2年度のリサイクル率は44.3%であった。また、各清掃工場の焼却灰を埋め立てるのではなく、資源循環型廃棄物処理施設でリサイクルすることで、最終処分率は2.0%と低水準を維持している。

しかし、資源循環型廃棄物処理施設分を除いたリサイクル率は11.1%と低水準であること、ごみの排出量が依然高水準で推移していること、埋立処分場の残余年数にも限りがあることなどから、より一層のごみ減量・資源化の取組が必要である。



2 収集

(1) 家庭ごみ

適正処理を確保するため、燃やせるごみ・資源ごみ・埋立ごみ・粗大ごみ及び使用済乾電池の5種14分別収集を基本としている。

< 5種14分別収集 >

分別区分					収集方法(※)
大分類(5種)		小分類(14分別)			
1	燃やせるごみ	1	燃やせるごみ		ステーション収集
2	資源ごみ	2	空き缶・金属類		
		3	びん類	無色透明のびん	
		4		茶色のびん	
		5		その他の色のびん	
		6	古紙類	新聞紙・広告	
		7		雑誌・雑紙	
		8		ダンボール	
		9		紙パック	
		10	古布類		
11	ペットボトル		ステーション収集・拠点回収		
3	埋立ごみ	12	埋立ごみ		ステーション収集
4	使用済乾電池	13	使用済乾電池		
5	粗大ごみ	14	粗大ごみ		戸別収集

※市施設への自己搬入も可

< その他の収集（主なもの） >

特定家電品	家電リサイクルルート
使用済小型電子機器	使用済小型電子機器リサイクルルート
廃食用油	拠点収集(一部地区)

① ごみステーション収集

家庭ごみの収集は、ごみステーション方式を基本としており、令和3年4月時点のごみステーション数は5, 568カ所（倉敷2, 584カ所、水島933カ所、児島1, 010カ所、玉島734カ所、船穂79カ所、真備228カ所）で、燃やせるごみは週2回、資源ごみ・埋立ごみは各々月1回、使用済乾電池は燃やせるごみ・資源ごみ・埋立ごみの各収集日に収集している。（真備地区は、燃えるごみ週2回、燃えないごみ・資源ごみ各々月1回）なお、平成13年度からは、粗大ごみを有料戸別収

集方式に移行（「② 粗大ごみ戸別収集」の項を参照）した。

また、収集は直営及び委託で行っており、平成13年度から玉島地区、平成14年度から児島地区、平成17年度から水島地区、平成25年度から倉敷地区の一部を民間委託している。

一部地区では、各拠点において廃食用油の回収^(※)を実施している。

（※）廃食用油の回収

各家庭から出た廃食用油（使用済み食用油）を倉敷市環境衛生協議会（市民ボランティア）が回収拠点を設け、原則月1回の回収を実施。令和2年度は委託業者が20,995ℓの廃食用油を回収し、倉敷市リサイクル推進センター内の廃食用油燃料化プラントで8,585ℓの軽油代替燃料（バイオディーゼル燃料）を精製し、市の公用車に供給している。

② 粗大ごみ戸別収集

平成13年4月の特定家庭用機器再商品化法（通称「家電リサイクル法」）の施行を機に、粗大ごみ収集は月1回のごみステーション収集から電話等での事前申込みによる戸別収集に切り換えた。

あわせて、サービスの公平化、減量・リサイクルの意識向上等の面から、粗大ごみ処理手数料を徴収（直接搬入も有料）し、徴収方法は、粗大ごみ収入証紙（粗大ごみ処理券、シール式）の販売によることとした。（粗大ごみ処理手数料については、導入から5年を経過した平成18年度に、倉敷市廃棄物減量等推進審議会での審議、承認を経て、据え置きとした。）

戸別収集の電話受付業務及び収集運搬業務は、民間委託している。

③ ふれあい収集

平成25年4月に倉敷市ふれあい収集実施要綱を制定し、高齢者や障がい者が住みなれた地域で安心して暮らすことができる環境づくりを目的に、要介護認定者や障がい者のみの世帯で、世帯員自らごみをごみステーションまで持ち出すことが困難で、親族、近隣住民等の協力を得ることができない世帯を対象に、決まった曜日に戸別訪問し、玄関先からごみの収集を行う「ふれあい収集」を開始した。

令和3年4月現在、98世帯の収集を行っている。

④ リサイクル関連法への対応

ア ペットボトル（容器包装廃棄物）の回収

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（通称「容器包装リサイクル法」）に基づき、本市ではペットボトルについて、倉敷市リサイクル

協力店（令和３年４月現在 ９３店舗）での拠点回収，平成２１年１０月からごみステーションでの回収を行っている。

イ 家電リサイクル法

平成１３年４月の「特定家庭用機器再商品化法」（通称「家電リサイクル法」）の施行に伴い，エアコン，テレビ，冷蔵庫・冷凍庫，洗濯機の対象４品目については，メーカーにリサイクルが，小売店には収集運搬が，また，排出者にはそれらの費用負担が義務づけられた。また，平成２１年度４月の同法一部改正に伴い，特定家電品として，上記４品目に衣類乾燥機，薄型（液晶・プラズマ式）テレビが加わった。

家電リサイクル法対象特定家電品取扱量の推移

単位：台

年 度	H28 年度	H 29 年度	H30 年度	R1 年度	R2年度
エアコン	31	34	59	99	230
テレビ	593	591	640	1,115	1,580
冷蔵庫・冷凍庫	330	348	367	602	609
洗濯機・衣類乾燥機	158	215	333	611	665
合計	1,112	1,077	1,399	2,427	3,084

※家電リサイクル法の施行に伴い，平成１３年度からリサイクル券納付分に限り市が収集運搬を行っている。

このことから，市では，家電リサイクル法のリサイクル料金を納付している場合に限って引き取り，その収集運搬を行なうこととしている。

ウ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

平成２５年４月に施行された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき，市では平成２６年１月から粗大ごみとして排出された法に定める２８品目（携帯電話，デジタルカメラ，オーディオ機器等）をピックアップ（選別）し，認定事業者に引き渡している。

また，家庭で使用したパソコンについては，平成１５年１０月に「資源の有効な利用の促進に関する法律」（通称「資源有効利用促進法」）に基づき，メーカー等による郵便局を利用した回収・リサイクルサービスが開始された。現在は，使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行により，市でも回収することが可能となっている。

エ 一時多量ごみ（引越しごみ，火災ごみ等）

引越しごみ等一時多量ごみについては各環境センター及び処理場への直接搬入を

お願いしている。

⑤ 事業ごみ

事業ごみは排出者責任の原則に基づいて、市処理施設に事業者自身が直接搬入するか許可業者への収集運搬委託により処理する。

なお、事業ごみ収集運搬業許可業者については、令和3年4月1日現在124業者に対して許可している。

3 処理

(1) 焼却処理又はガス化改質資源化処理【燃やせるごみ、可燃性粗大等】

燃やせるごみ、可燃性粗大等の可燃物は、焼却処理場で焼却処理、または、資源循環型廃棄物処理施設で資源化（ガス化改質）処理している。焼却処理で発生した焼却灰の大半は、資源循環型廃棄物処理施設で資源化（ガス化改質）処理している。

① 焼却処理場・資源循環型廃棄物処理施設 処理量の推移

（市外分（早島町・浅口市（旧金光町））を含む）

燃やせるごみ処理の状況

（単位：t）

施設名		能力	区 分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
市内 処理	水島清掃工場 ※1	300t/24h (150t/24h×2 炉)	年間処理量	73,750	89,582	96,437	85,228	85,158
			1 日平均処理量(1 炉)	145	137	147	146	131
	倉敷西部清掃 施設組合 清 掃工場※2	180t/24h (90t/24h×2 炉)	年間処理量	28,299	26,641	28,786	28,547	25,522
			1 日平均処理量(1 炉)	63	60	61	64	60
	資源循環型廃 棄物処理施設 (水島エコワーク ス)※3	303t/24h(101t /24h×3 炉) (555t/24h(185t /24h×3 炉)のう ち)	年間処理量	79,113	63,297	66,465	66,534	65,867
			1 日平均処理量(1 炉)	89	77	79	81	90
	総社広域環境 施設組合 吉 備路クリーンセ ンター※4	50t/24h(25t/24h ×2 炉) (180t/24h(90t/24 h×2 炉)のうち)	年間処理量	6,989	7,073	5,572	5,919	6,363
			1 日平均処理量(1 炉)	—	—	—	—	—
	合計			年間処理量	188,151	186,592	197,260	186,227

※1 水島清掃工場は平成6年8月15日試運転開始。同年12月15日本稼動。

※2 倉敷西部清掃施設組合清掃工場は、平成10年1月5日試運転開始。同年4月1日本稼動。

処理能力 180t/24h 倉敷市持分90% 180t/24h×0.9=162t/24h

※3 資源循環型廃棄物処理施設(水島エコワークス)は、平成16年11月試運転開始。平成17年4月1日本稼動。

処理能力 555t/24h 倉敷市持分(一般廃棄物等(燃やせるごみ、焼却灰、下水汚泥)) 303t/24h

※4 総社広域環境施設組合吉備路クリーンセンターは、平成9年4月本稼動。(H17.8合併により市内施設となる。)

処理能力 180t/24h 倉敷市持分28% 180t/24h×0.28=50t/24h

② 市外ごみの焼却処理

(単位：t)

区分	受入施設	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
早島町	※ 水島清掃工場	3,770	3,773	3,842	3,911	3,775
浅口市金光町	倉敷西部清掃施設組合清掃工場	3,014	3,257	3,203	3,191	3,143
合計		6,784	7,030	7,045	7,101	6,918

※ 一部西部清掃工場へも搬入あり。

③ 焼却場ピットごみ組成分析結果

ごみ質分析結果表 (令和2年度)

施設	年月日	単位 容積 重量	ごみの三成分			ごみの種類別組成(乾きベース)							低位発熱量 (計算値)	
			水分	灰分	可燃分	紙 布 類	ビ ニ ー ル 類	木・ 竹・ ワラ 類	厨 芥 類	不 燃 物 類	そ の 他	乾 燥 可 燃 分		
		kg/m3	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	kJ/kg	kcal/kg
水島 清掃工場 西側	R2.04.01	107	46.3	8.1	45.6	41.1	22.6	17.1	7.0	2.7	3.8	97.3	11,310	2,700
	R2.05.08	110	32.0	6.0	62.0	37.3	36.2	14.1	7.8	1.4	1.0	98.6	8,510	2,030
	R2.06.03	99	31.4	8.0	60.6	36.1	26.7	20.6	9.6	0.6	4.6	99.4	7,830	1,870
	R2.07.01	119	38.9	6.0	55.1	47.8	28.8	13.8	3.5	1.0	2.1	99.0	9,690	2,310
	R2.08.05	115	34.8	6.9	58.3	33.8	17.8	29.6	15.1	5.3	0.4	94.7	6,970	1,660
	R2.09.02	118	46.8	6.8	46.4	42.1	27.0	13.0	11.9	0.9	4.7	99.1	7,750	1,850
	R2.10.01	86	34.2	8.8	57.0	32.7	31.4	22.4	7.1	1.5	2.9	98.5	7,270	1,730
	R2.11.19	108	32.4	6.2	61.4	49.7	28.8	13.9	5.2	0.4	1.8	99.6	8,930	2,130
	R2.12.02	106	50.3	5.5	44.2	28.7	32.0	26.5	6.3	1.8	2.7	98.2	9,660	2,300
	R3.01.06	106	41.5	5.6	52.9	54.2	29.4	5.0	9.0	3.3	1.6	96.7	9,470	2,260
	R3.02.03	122	43.2	7.4	49.4	45.6	32.0	7.9	8.7	0.0	3.9	100.0	8,630	2,060
	R3.03.03	135	51.6	6.0	42.4	39.6	39.3	4.0	12.3	1.0	3.0	99.0	9,680	2,310
	平均	111	40.3	6.8	52.9	40.7	29.3	15.7	8.6	1.7	2.8	98.4	8,808	2,101
西部 清掃工場	R2.05.22	105	45.6	5.9	48.5	44.6	34.4	7.3	11.1	1.6	1.0	98.4	7,990	1,909
	R2.08.20	143	44.5	5.2	50.3	37.4	31.7	17.9	7.8	1.3	3.9	98.7	8,360	1,997
	R2.11.20	139	56.1	4.3	39.6	33.0	38.4	6.8	19.9	0.3	1.6	99.7	6,050	1,445
	R3.02.19	155	47.7	6.2	46.1	38.1	20.2	25.7	7.2	3.7	5.1	96.3	7,490	1,789
	平均	135.5	48.4	5.4	46.1	38.2	31.1	14.4	11.5	1.6	2.9	98.2	7,472	1,785

(2) 再資源化处理【資源ごみ、使用済乾電池、ペットボトル】

① 資源ごみ

ごみステーションで回収した紙・布・金属・びん類は、収集車両で再生資源事業者の事業所に直接搬入し、再資源化处理をしている。

なお、びん類については、市資源選別所で選別し、再資源化事業者へ引き渡している。

② 使用済乾電池

再資源化事業者へ委託し、再資源化処理をしている。

③ ペットボトル

収集後、業者委託で選別・圧縮・梱包を実施し、容器包装リサイクル法指定法人へ引き渡し、再資源化処理をしている。

(3) 破碎選別処理【粗大ごみ等】

① 粗大ごみ（複合製品を含む）

粗大ごみ処理場で破碎後、鉄・アルミ・可燃物・破碎残渣に選別し、鉄・アルミは再生資源業者へ引き渡し、可燃物は焼却、破碎残渣は埋立処理している。

ただし、粗大ごみの性状によっては、直接に資源化、焼却、埋立てしている。

東部粗大ごみ処理場

単位:t

年 度	R2 年度	搬出量	鉄 類	879
稼働日数(日)	268		アルミ等	28
稼働延時間(h)	1,096		破碎可燃	1,070
搬 入 量	3,394		破碎残渣	1,669
破碎処理量	3,685		その他※	20
1日平均破碎量	13.8t/日		搬出量計	3,666

吉備路クリーンセンター（真備地区分）

単位:t

年 度	R2 年度	搬出量	鉄 類	98
稼働日数(日)	-		アルミ等	14
稼働延時間(h)	-		破碎可燃	-
搬 入 量	349		破碎残渣	150
破碎処理量	-		その他※	71
1日平均破碎量	-		搬出量計	333

※「その他」は、破碎機にかけないモーター・ラジエーター等

(4) 埋立処分【埋立ごみ、焼却灰等】

① 埋立ごみ

最終処分場へ直接埋立てしている。（分別排出の状況等により、破碎後、埋立処理を実施しているものもある。）

施設別埋立処分量の推移

単位:t

区分		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	備 考
井津井最終処分場	埋立ごみ, 破碎残渣	-	-	-	-	-	※1
東部最終処分場	埋立ごみ, 破碎残渣	1,906	1,814	2,053	1,861	1,904	
	焼却残渣	699	649	798	708	676	
	計	2,605	2,463	2,851	2,569	2,580	
船穂町不燃物処分場	埋立ごみ	13	13	12	-	-	※2
真備町不燃物投入場	埋立ごみ	0	0	0	0	0	※3
総社市一般廃棄物 最終処分場	破碎残渣	179	166	143	134	150	
	焼却灰	756	764	645	606	709	
	計	935	930	788	740	859	
合計	埋立ごみ, 破碎残渣	2,098	1,993	2,208	1,995	2,054	
	焼却灰	1,455	1,413	1,443	1,314	1,385	
	計	3,553	3,406	3,651	3,310	3,439	

※1 井津井最終処分場は、平成15年3月をもって埋立を終了した。

※2 船穂町不燃物処分場は、平成31年3月をもって埋立を終了した。

※3 真備町不燃物投入場への搬入を停止し、広域環境施設組合として、真備町分を総社市で最終処分している。

4 適正処理施策

(1) ごみ袋の透明化

平成8年10月1日から、ごみの減量、分別の徹底、収集時やごみ処理施設等での事故防止を目的にごみステーションへの持ち出し、市施設への直接搬入を問わずごみ袋の透明化を実施している。ごみ袋の規格は次のとおりで、条件に合えばスーパー等の買物袋（レジ袋）の使用も認めている。

ア 無色透明又は半透明のポリエチレン製

イ 着色料を含まない

ウ 90リットル以下

(2) 事業ごみ処理手数料の改定

平成8年度まで、可燃物は無料、不燃物については搬入車両の最大積載量によって処理手数料を徴収していたが、平成9年4月1日からは、事業ごみについては、可燃物、不燃物にかかわらず一律に600円／100kg（100kg未満は切り上げ）とした。

その後、定例的に少量を持ち込む事業者に配慮し、平成9年11月1日から120円／20kg、平成10年4月1日から60円／10kg、平成13年4月から90円／10kg、平成18年4月からは130円／10kgに改定した。

平成24年度には、処理手数料について審議し当面は据え置くことになったが、消費税率の改正に伴い、平成26年4月1日から133円／10kgに、令和元年10月1日から136円／10kgに改定した。

(3) 市ごみ焼却処理施設での紙類原則焼却中止

平成10年4月1日から、事業ごみの減量とリサイクルの徹底を目的に、事業ごみのうち、リサイクル可能な紙類については市ごみ焼却処理施設での受入れを中止した。

(4) 不法投棄対策

平成13年4月、環境衛生課に「不法投棄総合窓口」を設置し、郵便局など関係機関との連携や廃棄物適正処理推進員制度の導入など、監視体制の強化を図っている。平成13年6月には「倉敷市廃棄物不法投棄対策方針」を策定。関係部署により「廃棄物不法投棄対策連絡会」を設置した。この連絡会を活用し、関連部署間の調整を図り、情報の収集、通報の受付、廃棄物の回収等を実施している。

(5) 災害ごみ処理

平成16年8月から10月にかけて、相次いで本市に接近した台風（16号、18号、23号）による被災で、大量の廃棄物（約2万3千t）が排出され、環境の悪化と生活基盤に支障をきたしたため、これら廃棄物の収集により被災地の生活環境の保全と、適正処理による資源化を図った。

この経験を教訓に、市民、事業者、市の役割を明確にするとともに、水害廃棄物のより迅速かつ適正な処理を実施するため、平成18年2月に「倉敷市水害廃棄物処理計画」を策定した。

平成23年3月には東日本大震災による災害ごみの処理のために、平成28年5月には熊本地震により発生した災害ごみの処理のために職員を派遣した。

平成29年2月には、災害廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的として、「倉敷市災害廃棄物処理計画」を策定した。

平成30年7月豪雨においては、真備地区を中心に甚大な被害に見舞われた。これに伴い大量の災害廃棄物等（約34万3千t）が発生した。令和2年5月23日にすべての災害廃棄物の処理が終了した。平成30年7月豪雨に伴い災害廃棄物の処理については第9章に記す。

令和3年3月には、平成30年7月豪雨に伴う災害廃棄物処理事業における課題と経験を踏まえ、「倉敷市災害廃棄物処理計画」を改定するとともに、災害時の初動対応を円滑かつ迅速に行うため「倉敷市災害廃棄物処理初動マニュアル」を策定した。これらの中で、より一層の災害廃棄物処理体制の強化のため、民間、ボランティア等との連携の強化を図ることとしている。また、平成30年7月豪雨に伴う災害廃棄物処理を振り返るとともに、得られた経験や教訓の継承を目的として、「平成30年7月豪雨に伴う災害廃棄物処理の記録」を作成した。

第5章 ごみ減量対策事業

1	概説	4 1
2	施策展開	4 1～4 8
3	リサイクルの達成状況	4 8～4 9
4	くらしキック20 ～ごみ減量への挑戦～	4 9～5 1

第5章 ごみ減量対策事業

1 概説

本市のごみ減量対策事業は、平成4年3月から導入を開始した5種14分別収集を基本とした、ごみの資源化の推進と多様な施策展開による適正処理の確保によるものである。

これまでごみの減量対策として、ごみ袋の透明化、粗大ごみや事業ごみの有料化、ごみ減量化協力団体報奨金交付制度、生ごみ処理容器購入費補助金交付制度及びリサイクルフェア in ぐらしき等の啓発事業等により対策を講じてきた。

また、平成17年度から稼動している資源循環型廃棄物処理施設での資源化により、搬入された一般廃棄物が全てリサイクルされることにより、リサイクル率は大きく向上した。令和2年度のリサイクル率は44.3%であり、同規模の自治体と比較するとトップクラスの水準で推移している。

今後においても、平成22年に策定し、令和3年3月に改定した「一般廃棄物処理基本計画ぐらしキック20～ごみ減量への挑戦～」に基づき、「環境最先端都市ぐらしき」を目指すべく、継続的な施策展開を推進していく。

2 施策展開

(1) 5種14分別収集

ごみの適正処理と減量・資源化及び焼却施設・最終処分場の延命化を図るため、従来の4種分別に新たに「資源ごみ」を加えた5種14分別収集《燃やせるごみ・資源ごみ（無色透明のびん・茶色のびん・その他の色のびん・ガラス類・空きかん金属類・新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・古布類）・埋立ごみ・粗大ごみ・使用済み乾電池》を児島赤崎地区の約2,650世帯をモデル地区に指定し、平成4年3月からスタートさせ、平成11年7月に市内全域で実施となった。平成11年10月からペットボトルの店頭拠点回収を開始。合わせて、ガラス類（板ガラス・ガラスコップ）の資源化を中止。平成18年10月から雑がみの出し方に紙袋の使用を追加し、平成20年度4月からペットボトルはラベルとキャップを外して出すようにし、合わせて古布類の出し方に無色透明又は半透明の袋でストッキングを除く衣料全般を対象とし、リサイクルの推進と市民の利便性を考慮して出し方を変更した。

また、平成21年10月から、ペットボトル・シュレッターくず（紙）・紙パック（酒・

調味料）・化粧びんを資源ごみとしてごみステーション収集を開始した。

平成２２年３月には、「倉敷市行政情報多言語化事業」の第一弾として、「家庭ごみの出し方」の英語版・中国語版・ポルトガル語版を作成し、平成３１年３月にベトナム語版を作成するなど、在住外国人への啓発を推進した。

また、平成３０年１１月にはスマートフォン用資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を導入し、啓発の充実に努めた。

平成２８年１２月に環境省モデル事業として水銀使用製品の一部（体温計・温度計・血圧計）について、薬局等での店頭回収を実施。平成２９年７月から、蛍光管を資源ごみとしてごみステーション収集を開始した。

（２）地域美化推進員制度

平成８年１０月にモデル事業として環境衛生協議会の５２支部に各１名を委嘱してスタートしたリサイクル推進員制度は、ポイ捨て防止推進員制度と制度統合を行い、平成１９年４月からは「地域美化推進員制度」として、地域のごみ減量・資源化の推進を図っている。なお、本制度における推進員は、環境衛生協議会員から１８１名を選任している。

（３）ごみ減量化協力団体報奨金交付制度

ごみの減量対策として、再生資源物の集団回収を行うＰＴＡ、子ども会等の団体の活動を奨励し、ごみの減量と資源の再利用のため「ごみ減量化協力団体報奨金交付制度」を設け、昭和６３年１０月１日から実施している。

① 団体登録数

（令和３年３月３１日現在）

団体	子供会	ＰＴＡ	町内会	婦人会	老人会	その他	計
登録数	２１１	１１７	５１３	１６	５０	１６４	１，０７１

② 届出業者数(再生資源回収業者)

（令和３年３月３１日現在）

地区	倉敷	水島	児島	玉島	船穂	真備	市外	計
届出数	３０	２５	１３	９	２	４	２０	１０３

団体別内訳（令和2年2月～令和3年1月）

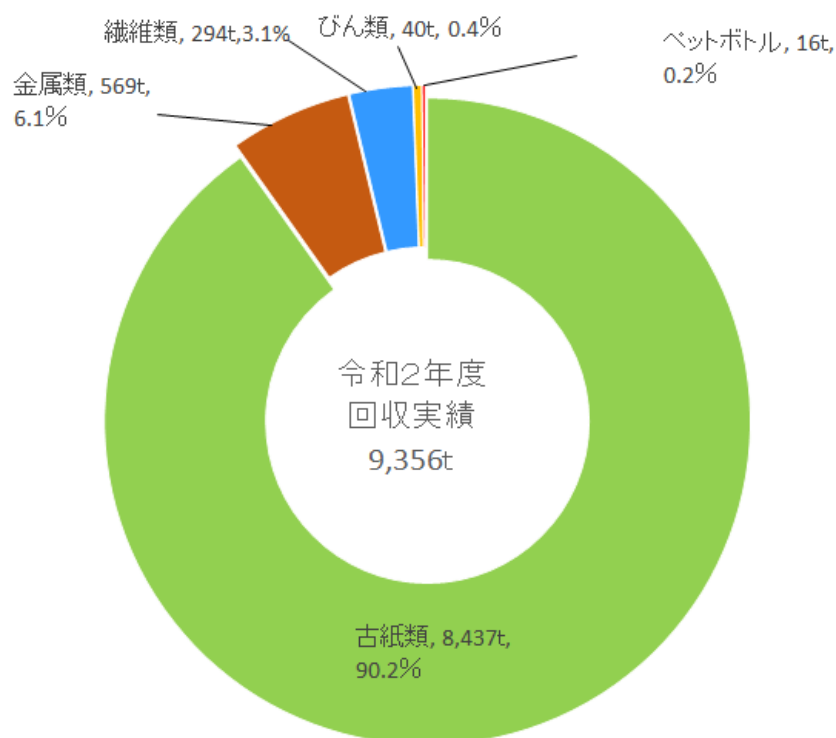
団体	実施 団体数	実施 回数	品 目（単位： t）					計	報奨金額 単位： 円
			古紙類	繊維類	びん類	金属類	ペットボトル		
子供会	152	1,096	1,515	53	1	77	－	1,646	9,879,805
P T A	97	571	720	26	12	47	5	810	4,867,185
町内会	503	5,720	4,124	145	20	287	7	4,583	27,497,152
婦人会	15	148	147	8	2	9	－	166	993,975
老人会	49	520	685	44	1	40	2	772	4,634,077
その他	141	1,408	1,246	18	4	109	2	1,379	8,265,755
計	957	9,463	8,437	294	40	569	16	9,356	56,137,949

③ 集団回収量の品目別推移（各年度2月～1月 単位： t /年, 千円/年）

年度	実施団体数	古紙類	繊維類	びん類	金属類	ペットボトル	計	報奨金額
H23	988 団体	15,983	513	55	872	34	17,457	104,742
H24	1,009 団体	15,323	527	60	847	37	16,794	100,769
H25	1,027 団体	14,844	567	59	868	38	16,376	98,258
H26	1,028 団体	14,166	495	60	827	38	15,586	93,517
H27	1,025 団体	13,512	504	55	812	37	14,920	89,514
H28	1,012 団体	12,699	476	46	769	37	14,027	84,172
H29	1,061 団体	11,779	492	53	726	40	13,089	78,536
H30	1,003 団体	10,595	493	49	707	35	11,880	71,281
R1	993 団体	9,981	455	46	656	33	11,171	67,026
R2	957 団体	8,437	294	40	569	16	9,356	56,138
(構成比)		(90.2%)	(3.1%)	(0.4%)	(6.1%)	(0.2%)		

報奨金単価 6 円／k g

④ 品目別回収実績



(4) 生ごみ処理容器等購入費補助金交付制度

一般家庭から排出される生ごみの再利用を図り、併せて市民のリサイクル意識の高揚及びごみの減量を促進するため、平成4年4月1日から、生ごみたい肥化容器を購入した者に対し、購入費の一部を補助する「生ごみたい肥化容器購入費補助金交付制度」を設け、実施している。

平成10年4月1日からは、新たに電気式の生ごみ処理機等を補助対象に加え、「生ごみ処理容器等購入費補助金交付制度」として実施している。

補助基数については、たい肥化容器は1世帯当たり2基、電気式生ごみ処理機は1世帯当たり1基としている。

平成20年10月から事業推進のため制度改正を実施。たい肥化容器は補助率を1/2から2/3とし、補助金限度額を3,000円から5,000円に引き上げた。また、電気式生ごみ処理機は補助率を1/2と従来のままであるが、補助金限度額を10,000円から30,000円に引き上げた。

さらに、過去に補助金の交付を受けた日から5年を経過すれば、再度補助申請をすることができるようになった。

補助金交付状況

年度	生ごみたい肥化容器(H4.4.1～)			電気式生ごみ処理機等(H10.4.1～)			総
	補助金額	基数	累計基数	補助金額	基数	累計基数	累計基数
	(千円/年)	(基/年)	(基)	(千円/年)	(基/年)	(基)	(基)
H23	1,037	308	22,400	3,266	115	4,055	26,455
H24	911	281	22,681	3,130	109	4,164	26,845
H25	633	194	22,875	2,693	96	4,260	27,135
H26	694	212	23,087	4,239	159	4,419	27,506
H27	771	237	23,324	2,888	104	4,523	27,847
H28	562	169	23,493	2,584	96	4,619	28,112
H29	434	140	23,633	2,874	122	4,741	28,374
H30	429	136	23,769	2,494	103	4,844	28,613
R1	511	141	23,910	2,493	92	4,936	28,846
R2	606	201	24,111	2,637	119	5,055	29,166

(5) ペットボトル拠点回収事業

ペットボトルのリサイクルを進めるため、平成11年10月からモデル事業として、市内のスーパー、百貨店等（リサイクル協力店）の店頭回収容器を置いて回収を開始した。

また、平成21年10月からごみステーションでの回収を開始し、ペットボトルは完全に

資源ごみの取扱いとなった。

令和２年度の真備地区を除く回収量は約６３９ｔであり、前年度に比べ微増となった。

また、引渡し事業者及び引渡し価格は指定法人容器包装リサイクル協会が実施する入札により決定している。真備地区以外の令和２年度の入札価格は、上半期５５，０００円／ｔ・下半期▲５０，０００円／ｔであり、１６，５９６千円の歳入があった。なお、令和３年度上半期の入札金額は、２１，０００円／ｔである。

ペットボトル回収量・売払収入推移（真備地区を除く）

年度	回収量（ｔ）	入札単価（円／ｔ）		売払収入金
		上半期	下半期	
H27	534.48	28,000	47,000	20,706,287
H28	543.89	22,740	60,000	19,495,817
H29	559.61	58,000	50,000	28,465,758
H30	605.42	43,000	43,000	24,451,068
R1	620.67	45,000	45,000	27,483,484
R2	639.21	55,000	▲50,000	16,596,421

（６）倉敷市リサイクル推進センター（愛称：クルクルセンター）事業

平成１６年１０月、市民へのごみの減量化、資源化への関心を深めてもらうことを目的に、児島環境センターに併設された「倉敷市児島リサイクル推進センター」（愛称：クルクルセンター）を開館した。

木製家具の修理再生及び販売、古本・古着の無償提供、リサイクルの研修・体験講座などを行うとともに廃食用油から軽油の代替燃料であるバイオディーゼル燃料を精製する施設及び太陽光発電装置を備えている。（「第７章 施設の概要」参照）

平成２１年４月、組織改正により名称を「倉敷市リサイクル推進センター」に変更し、多目的広場や家庭用品再利用銀行の運営を開始した。

平成２４年度から２８年度の間、倉敷環境センター内に、クルクルセンターで精製されたバイオディーゼル燃料を移送し、保管するためのバイオディーゼル燃料専用の簡易給油施設（最大貯蔵量３９０ℓ）を設置し、直営による家庭ごみ収集車両への供給を行った。

□運営経費・利用状況

年度	運営経費 (千円)	来館者 数	多目的広場 利用者数
H27	14,108	12,750	7,797
H28	15,009	14,493	9,115
H29	14,571	12,771	8,852
H30	14,731	11,356	12,392
R1	15,424	14,427	11,276
R2	14,972	10,558	4,733

□リユース事業

年度	木製品 提供数	販売収入 (円)	古着 提供数	古本 提供数	マイバッグ 提供数
H27	499	569,000	7,366	2,023	-
H28	522	593,200	9,722	2,579	-
H29	523	546,500	8,387	3,408	-
H30	496	488,200	9,195	4,139	-
R1	486	551,600	11,707	7,014	-
R2	460	506,900	10,487	5,298	757

□廃食用油燃料化事業

年度	精製量(ℓ)
H27	9,630
H28	10,710
H29	10,370
H30	12,240
R1	10,795
R2	8,585

□家庭用品再利用銀行

年度	提供	希望	紹介	成立
H27	255	394	258	159
H28	263	491	251	167
H29	200	275	211	137
H30	246	299	234	145
R1	192	259	160	105
R2	199	224	186	116

□太陽光発電 (kwh)

年度	使用量	発電量	買電量	売電量	自給率	売上(円)
H27	68,078	23,757	46,671	2,350	31%	56,400
H28	71,786	25,232	48,384	1,830	33%	43,920
H29	72,225	26,269	48,126	2,170	33%	52,080
H30	66,696	24,912	44,614	2,830	33%	67,920
R1	64,639	21,764	45,245	2,370	30%	54,352
R2	66,594	18,457	49,050	913	26%	6,521

(7) 啓発事業

ごみの減量と市民のリサイクル意識の向上を目的とした「暮らしとごみ展」を開催するほか、出前講座やホームページを利用した啓発事業を行っている。さらに、平成11年度に公募決定したリサイクル・シンボルキャラクター『リックル』の活用により、ごみの減量とリサイクル活動のより一層の推進を図っている。

なお、例年、実施している「リサイクルフェア」の開催については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度は、中止となった。

令和２年度暮らしとごみ展 標語 金賞受賞作品一覧（※実施）

学校名	学年	氏 名	入 賞 作 品
穂井田小学校	1	山川 菜結	ごみは ちいさくまとめて エコロジー
穂井田小学校	2	難波 茉莉衣	マイバッグ 未来のために ふやそうよ
南浦小学校	3	藤澤 快斗	あなあいた くつしただって ぞうきんに
上成小学校	4	浅山 彰也	ありがとう 命ふきこむ リサイクル
第三福田小学校	5	山本 若菜	減らそうごみ 守ろう自然 ふやそう笑顔
第三福田小学校	6	渡邊 純大	エコ活動 努力と工夫で 世界を救え

（８）一般廃棄物減量資源化計画書

平成５年度から、多量の一般廃棄物を排出する事業所に対し、「市長は減量に関する計画書の作成等を指示することができる」こととし、以降、毎年一定規模以上のごみを排出する大規模事業主等に対し、一般廃棄物減量資源化計画書の提出を求めている。

令和２年度は、当該年度に提出された一般廃棄物減量資源化計画書を基に６８事業所に対し個別訪問を実施し、分別指導を行った。

〔令和２年度一般廃棄物減量資源化計画書提出指示事業所〕

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する特定建築物の管理権限者

（延床面積が３，０００㎡以上）

１３６事業所

イ 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律に規定する大規模小売

店舗（延床面積が１，０００㎡以上）の管理権限者 １２１事業所

ただし、特定建築物と大規模小売店舗の重複事業所が４６事業所あるため、合計は

２１１事業所となる。

（９）事業系一般廃棄物（びん類）再資源化補助金交付制度

廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の促進を図るため、事業活動によって排出されるガラス製容器を再資源化するための施設を設置し、処理した事業者に対して、補助金を交付するものとし、平成１５年１０月から実施している。平成１５年度、平成１７年度、平成

24年度とそれぞれ別の事業者がこの制度の活用を開始し、本市の埋立処分量の減量に大きく寄与している。

(10) 倉敷市マイバッグ・マイ箸運動推進協力店認定制度

独自の工夫により、マイバッグ・マイ箸の使用を推進し、使い捨てのレジ袋、又は割り箸の使用を抑制している事業所等を、『倉敷市マイバッグ・マイ箸運動推進協力店』として認定し、機会を通じて市民に広報する制度を平成22年10月に新設した。

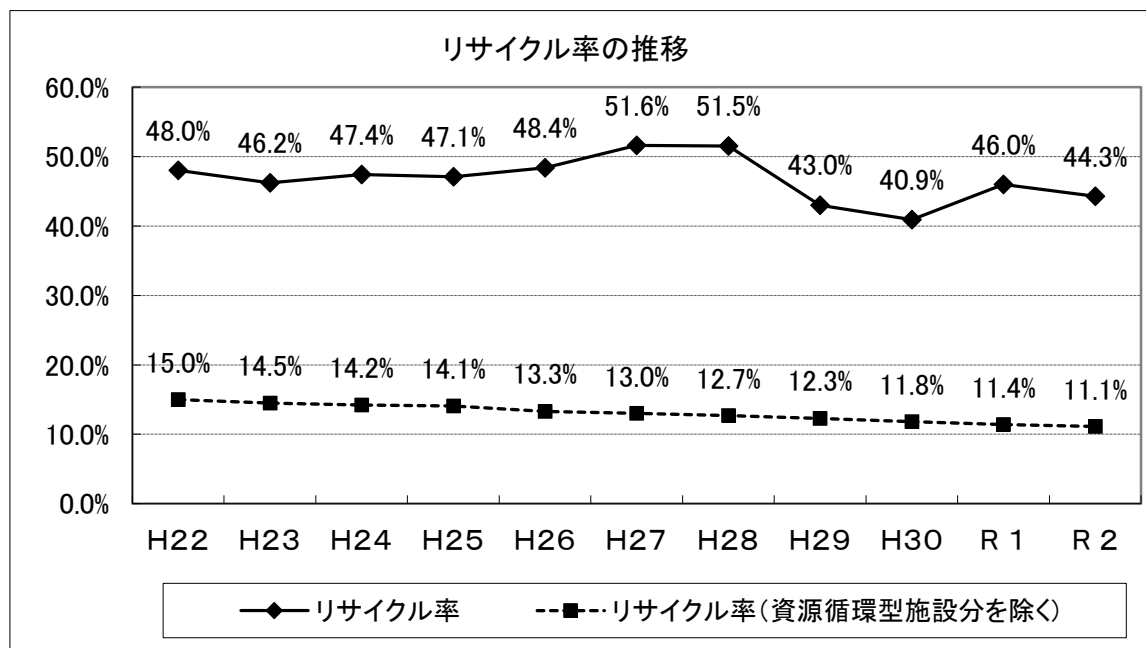
現在、マイバッグ推進協力店として11事業者48店舗、マイ箸推進協力店として3事業者6店舗を認定している。(令和3年7月1日現在)

3 リサイクルの達成状況

令和2年度のリサイクル率は44.3%で、全国的にもトップクラスの水準で推移している。これは、資源循環型廃棄物処理施設(ガス化溶融炉)水島エコワークスの本格稼働で資源化が行われたことによるものである。

今後も引き続き、3R(リデュース(排出抑制)・リユース(再利用)・リサイクル(再生利用)再生品の使用)の徹底を図る。特に、リデュース・リユースの2Rを優先的に取り組み、ホームページや広報紙、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」、クルクルセンターの啓発事業などを活用し、廃棄物の発生抑制・再使用の促進を図る必要がある。

今後、令和7年度には資源循環型廃棄物処理施設と倉敷西部清掃工場に代わる施設として(仮称)西部クリーンセンターを稼働する予定のため、リサイクル率の減少が想定される。したがって、これまで以上に市民・事業者・行政の3者がそれぞれの役割を理解し、分別・資源化の推進が求められている。こうした状況を踏まえ、令和2年度に改定した一般廃棄物処理基本計画では、資源循環型廃棄物処理施設を除いたリサイクル率を、令和元年度の11.4%から令和17年度までに国の第四次循環型社会形成推進基本計画で示された28%にすることを目標にしている。

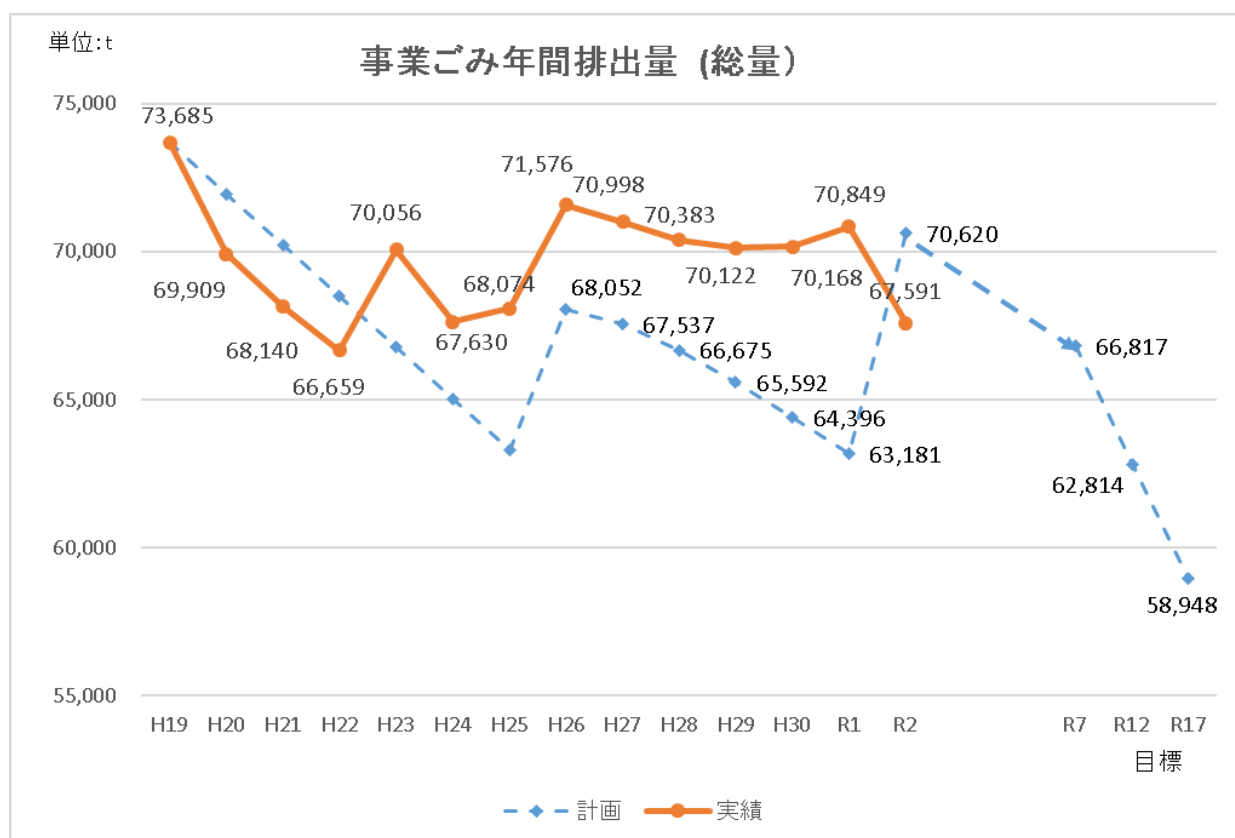
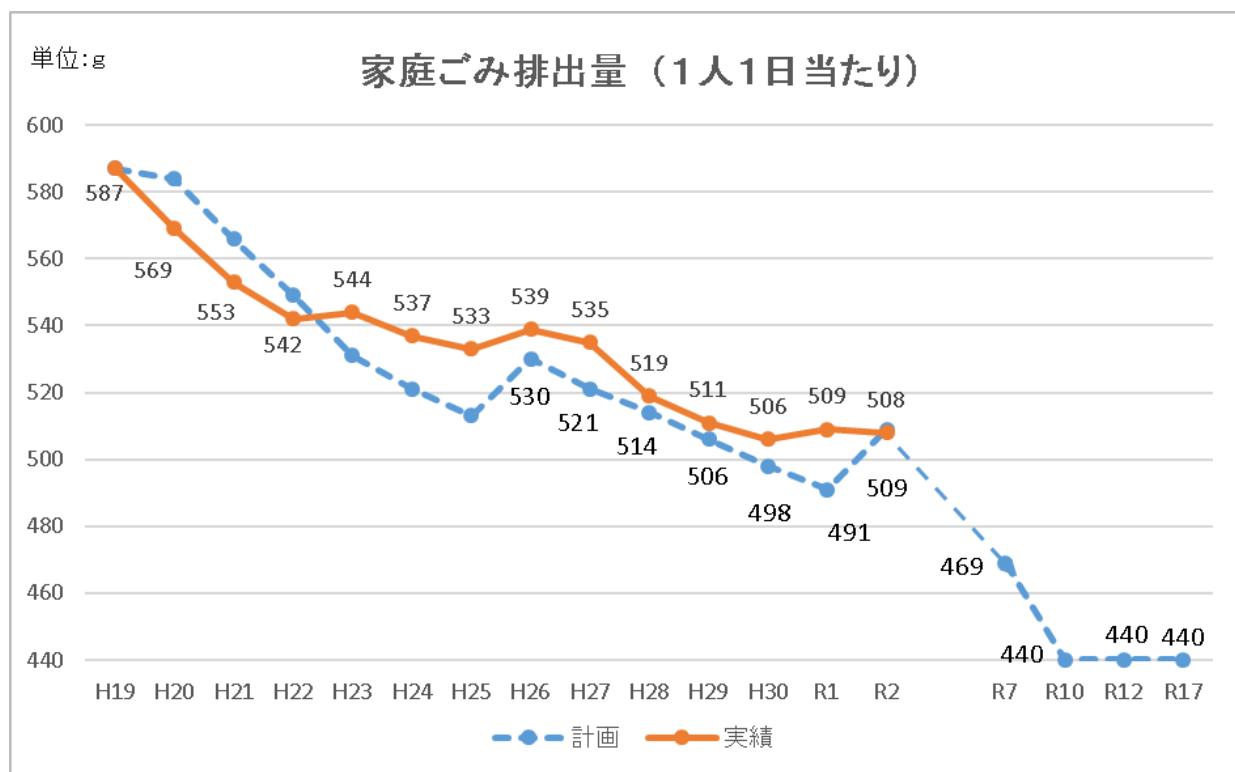


$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{資源ごみ量（５種１４分別）} + \text{中間資源化量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみ総処理量} + \text{集団回収量}}$$

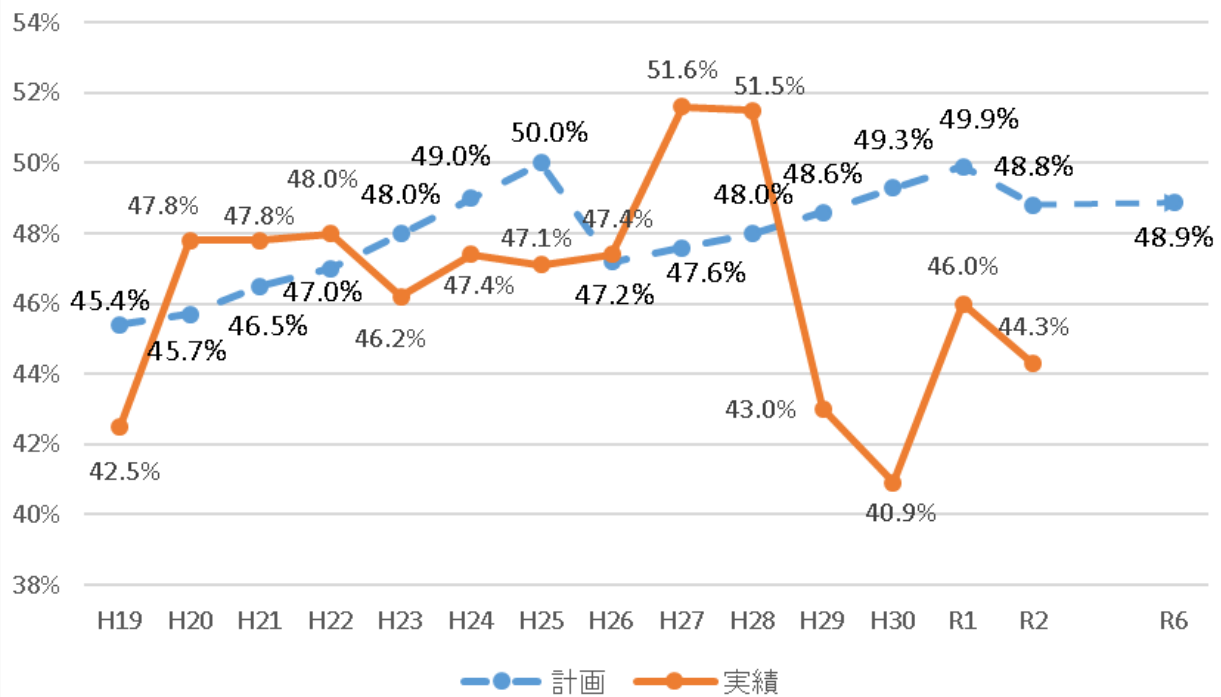
４ くらしキック２０ ～ごみ減量への挑戦～

本市では、一般廃棄物処理基本計画（通称「くらしキック２０」）で平成１９年度と比較して令和７年度までに「ごみ排出量（資源ごみを除く）を２０％以上減量」、「リサイクル率を１０％以上増加」、「最終処分率を１０％以上減量」することを目標に掲げ取り組んできた。

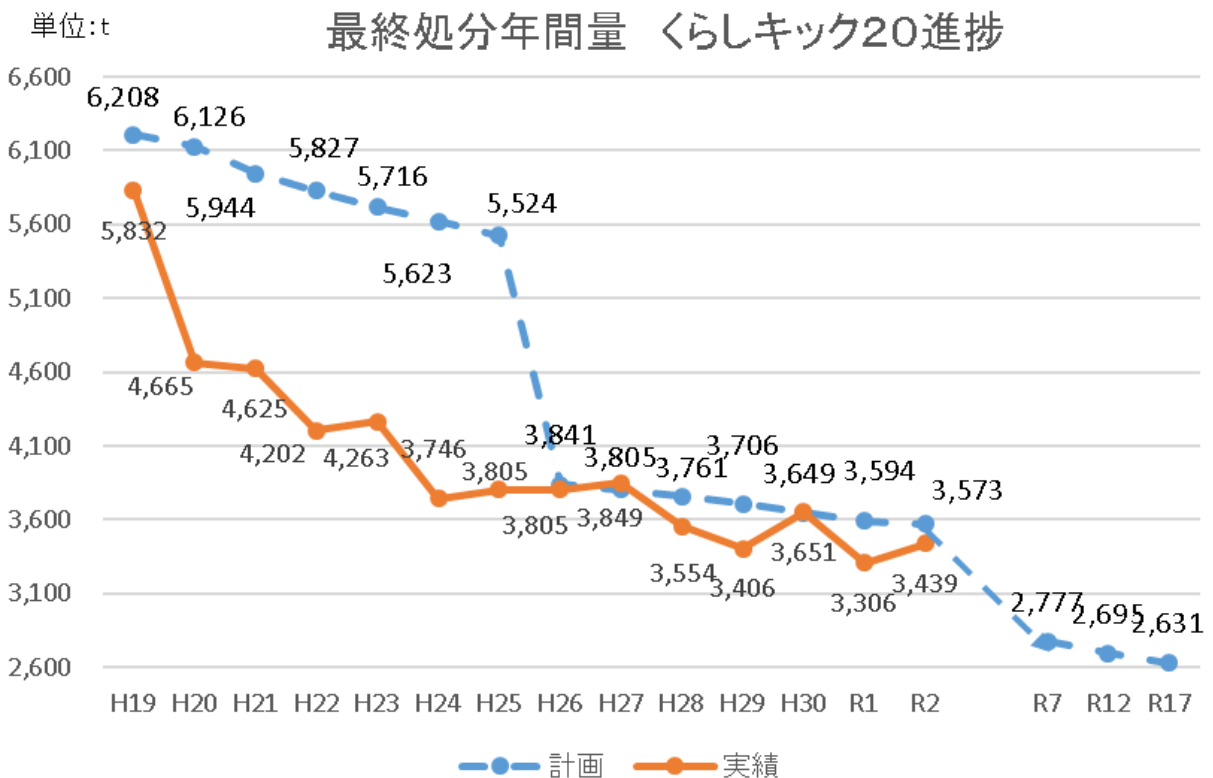
令和２年度に、国の第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえた改正を行い、令和２年度以降の目標値を次のページ以降の表のように修正している。



リサイクル率 くらしキック20進捗



最終処分年間量 くらしキック20進捗



第6章 し尿処理事業

1	概説	55～56
2	し尿・浄化槽汚泥処理計画	57
3	し尿・浄化槽汚泥排出量	58
4	浄化槽基数の推移	59
5	し尿処理施設別処理量	59
6	一般廃棄物処理業等合理化事業	60

第6章 し尿処理事業

1 概説

(1) 収集

① し尿

収集主体	許可業者	市直営
業者数	17社	—
収集区域	※児島地区を除く全市 責任体制の確立を図るため事業者ごとに 収集区域を指定	児島地区
収集形態	計画収集（定期収集）を基本 ※ 随時収集（電話依頼等）にも対応	
収集量の割合	83%	17%
処理手数料 （第10章 1参照）	倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条 例第11条第1項第4号に定める額を超 えない範囲で、業者の定める料金	・汲み取り量による従量 制料金（条例） ・経済変動などを考慮 し、必要に応じて改定 （倉敷市廃棄物減量等推 進審議会）
市補助金 （第10章 21参照）	市民負担の軽減を図るため、昭和47年 10月から補助金制度を採用（業者へ交 付）	

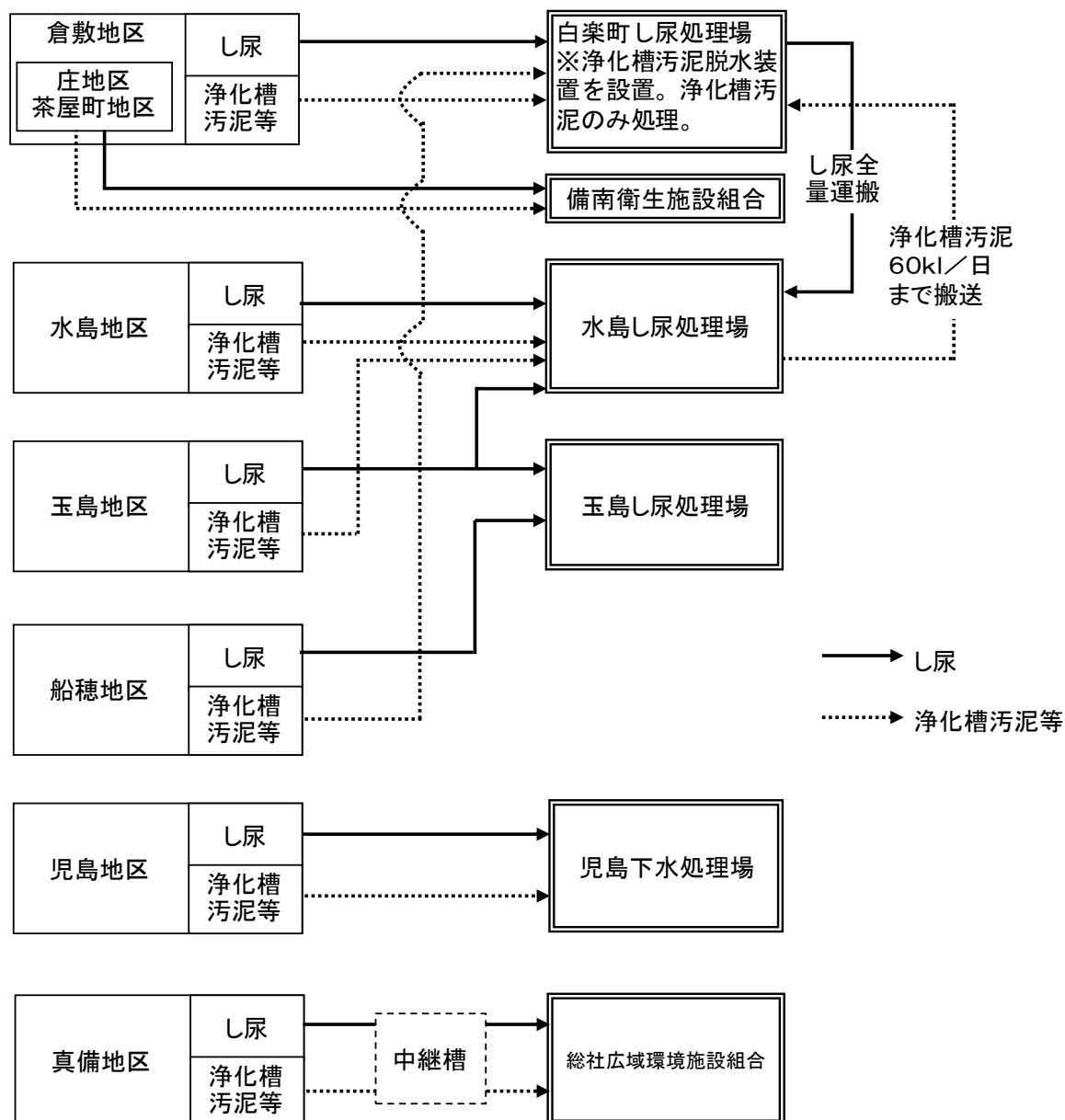
② 浄化槽汚泥

収集主体	許可業者
業者数	18社（し尿兼業17社＋浄化槽専業1社）
収集区域	倉敷（庄・茶屋町除く）水島地区12社／庄地区1社／茶屋町地区1 社／玉島地区3社／児島地区1社／真備地区1社／船穂地区1社の収 集区域指定
収集形態	計画収集（定期収集）を基本
処理手数料	業者の自主料金による

(2) 処理

本市のし尿処理は、し尿と浄化槽汚泥を混合して処理している。前処理段階まではリサイクル推進部が担当し、その後は下水道部（下水処理場へ投入）で対応している。なお、小型合併浄化槽の普及による浄化槽汚泥量の増加に対応した適正処理を行うため、平成8年12月に白楽町し尿処理場に浄化槽汚泥の脱水設備を設置した。

平成28年4月から下水道整備の進捗と施設の老朽化から、船穂長崎中継槽を廃止した。



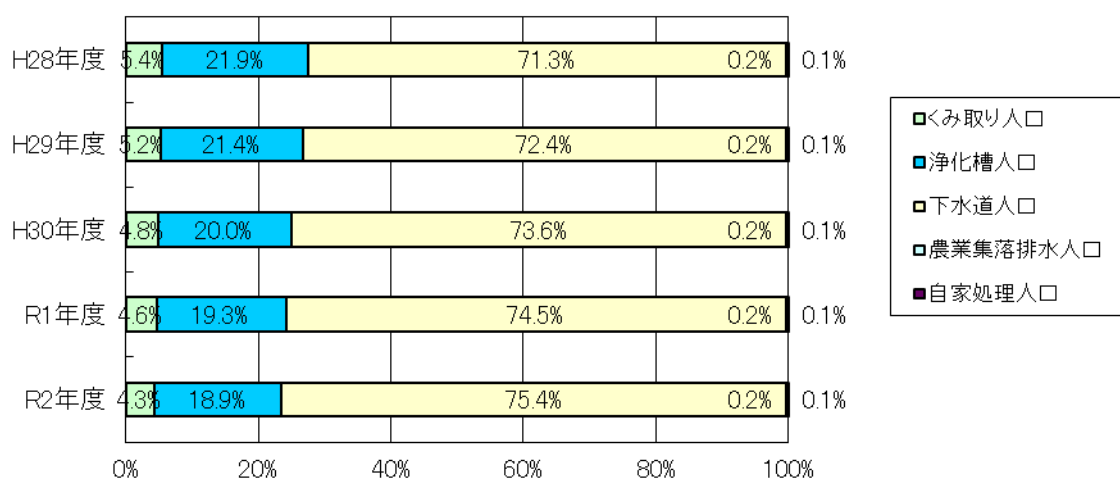
2 し尿・浄化槽汚泥処理計画

(1) 処理人口・世帯数

(令和3年3月31日現在)

区 分	人 口	世 帯 数
く み 取 り	20,841人	10,758世帯
浄化槽(水洗)	90,899人	29,160世帯
下水道(水洗)	362,442人	163,623世帯
農業集落排水	862人	344世帯
自 家 処 理	416人	163世帯

(2) 処理人口の推移



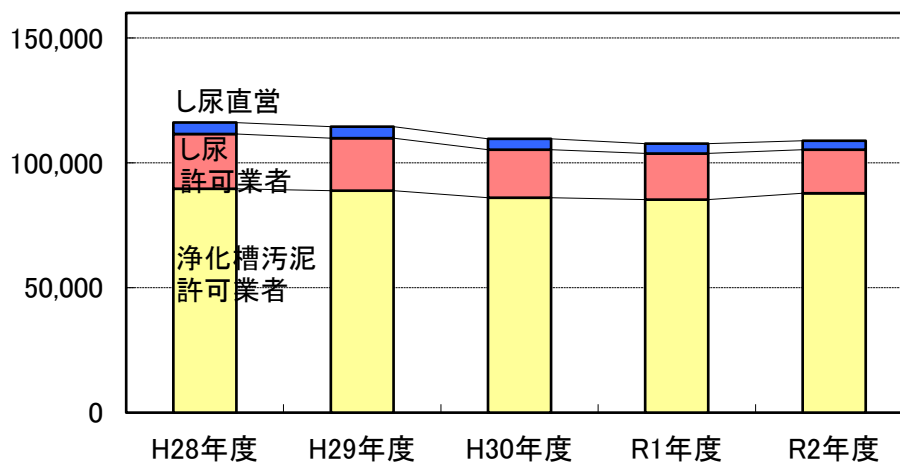
単位：人

	処理区域人口	ぐみ取り人口	浄化槽人口	下水道人口	農業集落排水人口	自家処理人口
H28年度	483,576	26,266	105,880	344,779	1,166	503
H29年度	482,790	24,932	103,205	349,398	1,164	478
H30年度	481,844	23,200	96,177	354,786	1,134	453
R1年度	481,542	21,942	92,868	358,957	880	433
R2年度	480,974	20,841	90,899	362,442	862	416

3 し尿・浄化槽汚泥排出量

(1) 年度別推移

(単位：kℓ)



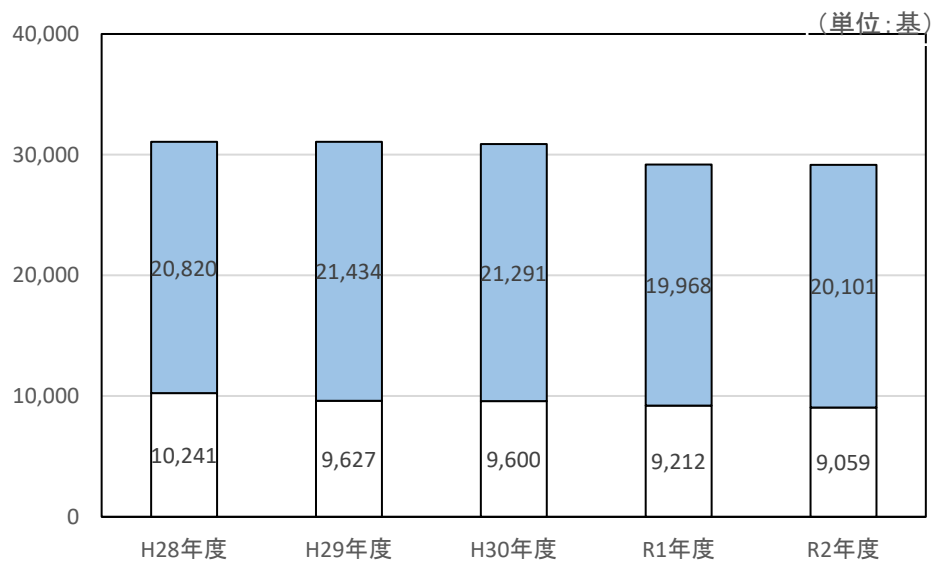
区 分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
浄化槽汚泥	89, 598	88, 876	86, 009	85, 296	87, 804
し 尿	26, 500	25, 566	23, 640	22, 387	21, 095
	許可業者	21, 956	21, 002	18, 491	17, 460
	直営	4, 544	4, 564	3, 896	3, 635
合 計	116, 098	114, 442	109, 649	107, 683	108, 899

(2) 地区別，人口及び排出量（令和2年度）

(単位：人〔収集量はℓ〕)

	全市	倉敷	水島	児島	玉島	庄	茶屋町	船穂	真備
処理区域人口	480,974	200,709	89,170	67,101	63,344	15,495	16,535	7,920	20,700
し尿	人口	20,841	3,595	2,473	7,102	4,059	651	326	2,040
	量	21,094,574	3,918,600	3,528,900	3,634,604	4,989,200	1,367,560	361,960	2,641,698
浄化槽	人口	90,899	35,493	8,514	9,401	14,277	9,965	4,051	7,115
	量	87,804,532	26,504,400	19,687,500	8,135,750	12,274,200	7,297,820	2,917,300	1,696,410
下水道人口	362,442	158,255	77,257	52,984	43,202	4,412	11,828	4,723	9,781
農業集落排水	862	348	0	0	0	0	0	251	263
自家処理人口	416	70	17	88	155	48	9	29	0

4 浄化槽基数の推移



	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
単独処理浄化槽	10, 241	9, 627	9, 600	9, 212	9, 059
合併処理浄化槽	20, 820	21, 434	21, 291	19, 968	20, 101
合計	31, 061	31, 061	30, 891	29, 180	29, 160

5 し尿処理施設別処理量 (令和2年度)

(単位: kℓ)

		全市	倉敷	水島	児島	玉島	庄	茶屋町	船穂	真備
白楽町 し尿処理場	し尿	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	浄化槽	43,210	26,504	15,010	0	0	0	0	1,696	0
	計	43,210	26,504	15,010	0	0	0	0	1,696	0
水 島 し尿処理場	し尿	8,059	3,918	3,529	0	612	0	0	0	0
	浄化槽	16,952	0	4,678	0	12,274	0	0	0	0
	計	25,011	3,918	8,207	0	12,886	0	0	0	0
児 島 下水処理場	し尿	3,635	0	0	3,635	0	0	0	0	0
	浄化槽	8,136	0	0	8,136	0	0	0	0	0
	計	11,771	0	0	11,771	0	0	0	0	0
玉 島 し尿処理場	し尿	5,029	0	0	0	4,377	0	0	652	0
	浄化槽	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	5,029	0	0	0	4,377	0	0	652	0
備南衛生 施設組合 (清鶴苑)	し尿	1,730	0	0	0	0	1,368	362	0	0
	浄化槽	10,215	0	0	0	0	7,298	2,917	0	0
	計	11,945	0	0	0	0	8,666	3,279	0	0
総社広域環境 施設組合 (アクアセンター吉備路)	し尿	2,642	0	0	0	0	0	0	0	2,642
	浄化槽	9,291	0	0	0	0	0	0	0	9,291
	計	11,933	0	0	0	0	0	0	0	11,933
合 計	し尿	21,095	3,918	3,529	3,635	4,989	1,368	362	652	2,642
	浄化槽	87,804	26,504	19,688	8,136	12,274	7,298	2,917	1,696	9,291
	計	108,899	30,422	23,217	11,771	17,263	8,666	3,279	2,348	11,933

6 一般廃棄物処理業等合理化事業

公共下水道等の整備により、し尿処理業者の業務量が減少していく中、し尿処理業者の経営の基礎となる諸条件に著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化をはかるために一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（以下、「合特法」と言う。）が昭和50年に制定された。

本市では、合特法の趣旨を鑑み、し尿処理業者の転廃業を円滑に進め、し尿の収集・運搬体制を適正規模に縮小するため、平成11年度に旧市内のし尿処理業者と覚書を締結し、代替業務を提供することで支援することとし、家庭ごみの収集運搬業務を主とし、下水道管きよの清掃業務などをし尿処理業の代替業務として提供している。

平成22年度に第11次下水道整備五箇年計画（平成23年度～平成27年度）が策定されたことを受け、倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画の策定を目的に、平成22年6月に倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業審議会条例を制定し、8月には同審議会を設置した。

同審議会において「倉敷市の合理化事業のあり方」と「これまでの合理化事業の清算」について審議され、5回の審議を経て、同審議会より答申が提出された。この答申を基に市内のし尿処理業者と協議を実施し、第1次倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画（平成23年度～平成27年度）を策定し、平成24年2月に岡山県知事から承認を受けた。そして、平成28年度から令和2年度までの第2次倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画は、「減車1台当たりの支援額の見直し」等を変更点とし、令和2年1月に岡山県知事から承認を受けている。

現在では、規模の適正化（収集車両の計画的な減車）とし尿及び浄化槽汚泥収集量の減少に伴う代替業務の提供を行う合理化事業を実施している。

第7章 施設の概要

1	概説	6 3～6 4
2	車両の保有状況	6 5～6 6
3	一般廃棄物処理施設	6 7～6 8
4	一般廃棄物処理施設位置図	6 9
5	焼却処理場・資源循環型廃棄物処理施設	7 0～7 2
6	焼却処理施設回収エネルギー・副生成物の有効利用	7 3
7	粗大ごみ処理場，資源選別所関連施設	7 4～7 5
8	リサイクル関連施設	7 6
9	最終処分場	7 6
1 0	跡地利用	7 7～7 8
1 1	し尿処理場	7 9
1 2	浄化槽汚泥脱水施設	8 0
1 3	し尿貯留施設	8 0
1 4	公衆便所	8 1

第7章 施設の概要

1 概説

焼却処理施設は、本市の施設である水島清掃工場、一部事務組合の施設である倉敷西部清掃施設組合清掃工場（西部清掃工場）及び吉備路クリーンセンター並びにPFI事業により設置された倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設（水島エコワークス）の4施設である。

水島清掃工場は、平成6年12月から稼働し、平成25年度から平成28年度にかけて基幹的設備改良工事を行い、平成26年度から令和16年度までの長期包括管理運営委託により倉敷地区、水島地区及び児島地区の可燃ごみを処理している。西部清掃工場は、平成10年4月から稼働し、玉島地区及び船穂地区の可燃ごみを処理している。吉備路クリーンセンターは、平成9年4月から稼働し、真備地区の可燃ごみを処理している。水島エコワークスは、平成17年4月から稼働し、倉敷地区、水島地区及び児島地区の可燃ごみを処理している。

平成14年11月から運転休止している白楽町ごみ焼却処理場を解体し、倉敷環境センターを整備する工事を、平成29年6月から令和3年3月にかけて行った。

粗大ごみ処理施設は、東部粗大ごみ処理場と吉備路クリーンセンターの2施設であり、東部粗大ごみ処理場は平成7年6月から稼働、吉備路クリーンセンターは平成9年4月から稼働し、粗大ごみ等の破碎・選別処理を行っている。

西部清掃工場、水島エコワークス及び東部粗大ごみ処理場に代わる施設として（仮称）倉敷西部クリーンセンターの建設を計画し、令和7年4月からの稼働に向けて整備事業を進めている。

資源選別所は、5種分別収集によって収集したびん等を選別する施設であり、平成8年4月から稼働している。ここでは、生きびん（1升びん、ビールびん等）を回収し、その他のびんは2次選別（無色・茶色・緑色・その他の色）し、カレット化して資源化業者に引き渡している。平成29年7月からは、蛍光灯の再資源化処理委託が始まったため、処理業者へ引き渡すまでの積替保管場所としての機能も果たしている。

最終処分場は、平成15年3月から供用している東部最終処分場（2期）のみで埋立ごみ及び破碎残渣を全量埋立している。

し尿処理施設は、し尿及び浄化槽汚泥の前処理までをし尿処理場（リサイクル推進部）で行い、最終処理は下水処理場（下水道部）で行っている。施設は、し尿処理場が3施設、下水道

へ直接投入する施設が 1 施設及び一部事務組合が管理する施設が 2 施設の計 6 施設である。白楽町し尿処理場に代わる施設として（仮称）白楽町汚泥再生処理センターの建設を計画し，令和 5 年度中の稼働に向けて整備事業を進めている。

2 車両の保有状況

(1) 直営車両

区分	型 式	車 種	倉敷環境センター	水島環境センター	児島衛生センター	児島環境センター	玉島環境センター	クルクルセンター	東部埋立事業所	合計
ごみ収集関係	塵芥車	2 t	5	12			1			18
		3 t		15		3				18
		4 t	5	13		3				21
		4 t(ハイブリッド車)		1						1
	リフトダンプ	2 t	1							1
		3 t		1						1
		4 t								
	リフトトラック	2 t								
		3 t		6		2	1			9
		4 t	1	3						4
	シャッターバン			1				1		2
	小 計		12	52		8	2	1		75
運搬関係 灰・汚泥	水密式灰運搬車	4 t	2							2
		8 t								
	小 計		2							2
埋立関係	ダンプ	2 t							5	5
		4 t							1	1
		8 t							2	2
		9 t							1	1
		11 t							1	1
	埋立業務車両	パワーショベル							4	4
		ブルドーザー								
		ブルドーザーショベル								
		タイヤショベル							2	2
		バキュームダンパー							2	2
		バキューム車(4t)							1	1
		クレーン付ダンプ							1	1
	小 計								20	20

区 分	型 式	車 種	倉敷環境センター	水島環境センター	児島衛生センター	児島環境センター	玉島環境センター	クルクルセンター	東部埋立事業所	合 計
し尿収集関係	バキューム車	軽			1					1
		2 t		1	8					9
		4 t			1					1
	小 計			1	10					11
その他	特殊車	バキューム車4t								
		洗浄車4t								
		バキュームダンプ	1							1
		タイヤショベル	1							1
		ショベルローダ		1						1
		ホイールキャリア							1	1
		クレーン付ダンプ								
		フォークリフト	1			1			2	4
	一般車両	軽トラック	3	1		2	3		1	10
		業務用連絡車	1	3		1	1	1	4	11
小 計		7	5		4	4	1	8	29	
合 計			21	58	10	12	6	2	28	137

(2) 委託業者の車両

型式・車種 所属施設	塵芥車			リフトダンプ			リフトトラック			計
	2t～	3t～	4t～	2t～	3t～	4t～	2t～	3t～	4t～	
倉敷地区(一部)収集委託		15					1	4		20
児島地区(東部)収集委託	1	7					2			10
児島地区(西部)収集委託	4	3					2			9
玉島地区収集委託	2	8					3			13
水島地区(北部)収集委託		8						2		10
水島地区(南部)収集委託		7						1		8
船穂地区収集委託	1	1					1			3
真備地区収集委託	2	1					1			4
粗大ごみ収集委託	3			6	4	1				14
合 計	13	50		6	4	1	10	7		91
	63			11			17			

3 一般廃棄物処理施設

◇焼却処理場・資源循環型廃棄物処理施設◇

所管部署等	環境施設室	倉敷西部清掃施設組合 (倉敷市・浅口市で構成)	総社広域環境施設組合 (総社市・倉敷市で構成)
施設名称	水島清掃工場	倉敷西部清掃施設組合清掃工場	吉備路クリーンセンター
施設能力	300 t / 24 h	180 t / 24 h	180 t / 24 h
備考		倉敷市持分90% (162 t / 24 h)	倉敷市持分28% (50 t / 24 h)

所管部署等	水島エコワークス株式会社 (倉敷市PFI事業)
施設名称	倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設
施設能力	555 t / 24 h (内訳：一般廃棄物等303 t / 24 h，民間事業者が行う産業廃棄物252 t / 24 h)
備考	平成14年3月15日事業契約締結 平成15年4月着工，平成17年4月稼動開始

◇粗大ごみ処理施設◇

所管部署	東部埋立事業所	総社広域環境施設組合
施設名称	東部粗大ごみ処理場	吉備路クリーンセンター
施設能力	80 t / 5 h	36 t / 5 h

◇資源選別所◇

所管部署	環境施設室
施設名称	資源選別所
施設能力	15 t / 5 h

◇最終処分場◇

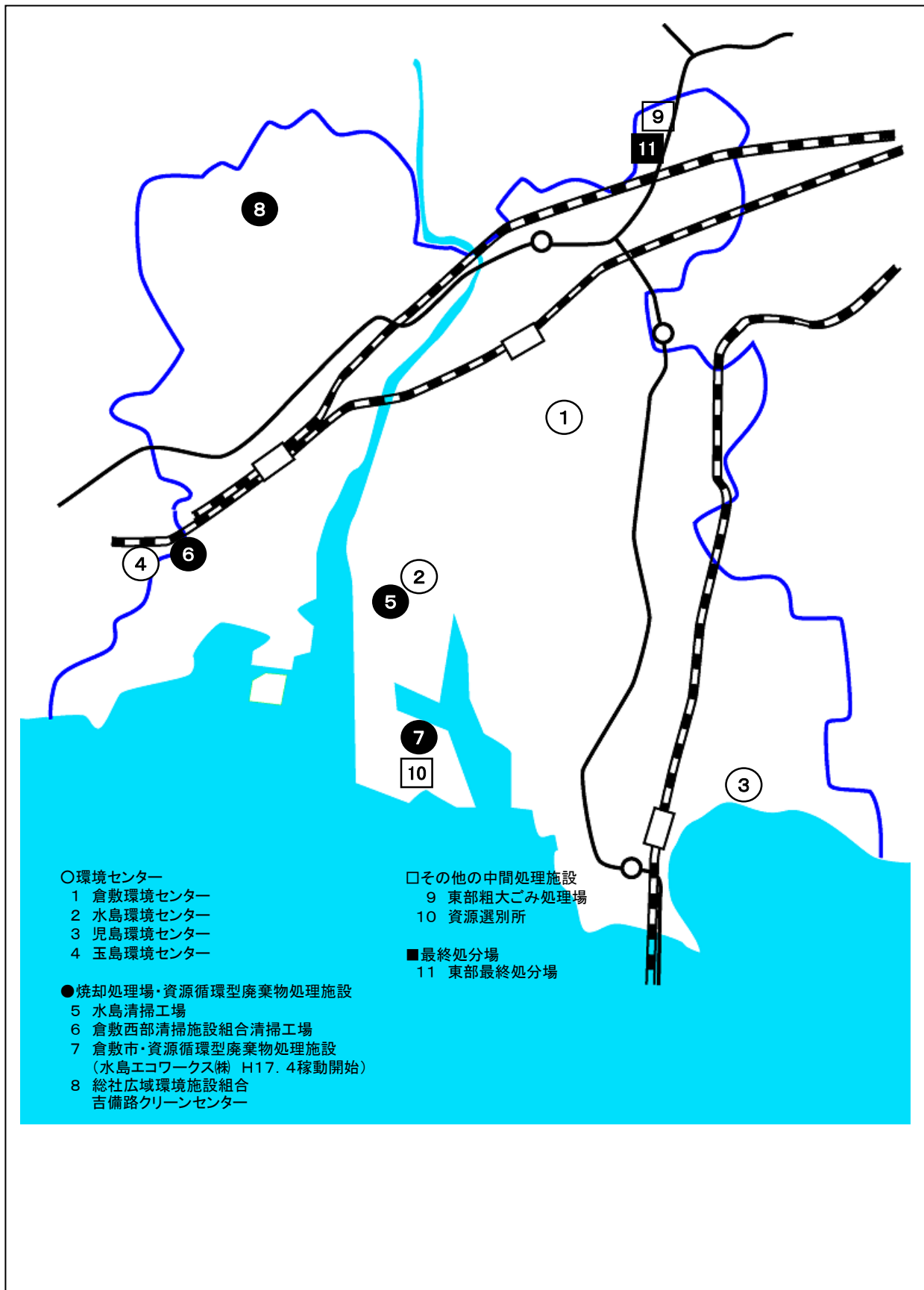
所管部署	東部埋立事業所
施設名称	東部最終処分場(2期)
埋立容量	330,000 m ³
備考	令和21年3月埋立終了 予定 (残余容量調査による)

◇し尿処理場◇

所 管 部 署	倉敷環境センター	水島環境センター	児島衛生センター
施 設 名 称	白楽町し尿処理場	水島し尿処理場	児島下水処理場
施 設 能 力	240kℓ／日	128kℓ／日	85kℓ／日
備 考	浄化槽汚泥の脱水処理に係る施設能力を記載		

所 管 部 署	玉島環境センター	備南衛生施設組合 (倉敷市・岡山市・早島町 で構成)	総社広域環境施設組合 (総社市・倉敷市で構成)
施 設 名 称	玉島し尿処理場	清 鶴 苑	アクアセンター吉備路
施 設 能 力	70kℓ／日	80kℓ／日	90kℓ／日
備 考		倉敷市持分34.7% (27.8kℓ／日)	平成19年1月末稼動

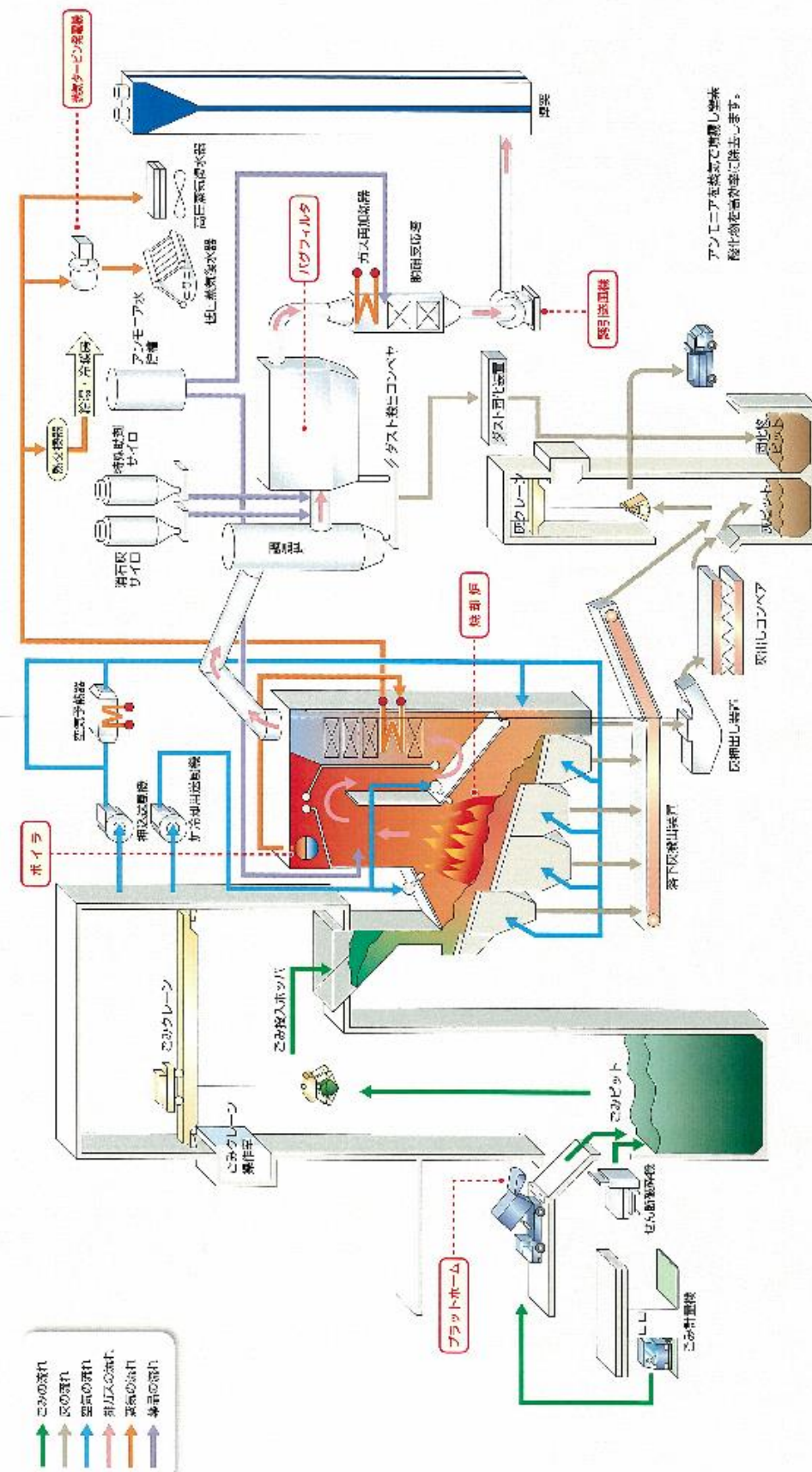
4 一般廃棄物処理施設位置図



5 焼却処理場・資源循環型廃棄物処理施設

施設名称		水島清掃工場	倉敷西部清掃施設 組合清掃工場	吉備路クリーン センター	倉敷市・資源循環型 廃棄物処理施設	
設置主体		倉敷市	倉敷西部清掃施設組合	総社広域環境施設組合	水島エコワークス株式会社 (倉敷市 PFI 事業)	
所 在 地		水島川崎通1－1－4	玉島道越888－1	真備町箭田481	水島川崎通1－14－5	
竣工年月		平成6年12月	平成10年3月	平成9年3月	平成17年3月	
敷地面積		9,917 m ²	5,764 m ²	15,000 m ²	33,281 m ²	
建築面積		4,377 m ²	2,057 m ²	6,300 m ²	9,185 m ²	
構 造		鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンク リート造	
炉 形 式		全連続式ストーカ炉	全連続式流動床炉	全連続式流動床炉	全連続式ガス化熔融炉 (ガス化改質方式)	
処理能力		300t／24h (150t／24h×2炉)	180t／24h (90t／24h×2炉)	180t／24h (90t／24h×2炉)	555t／24h (185t／24h×3炉) 内訳 一般廃棄物等 303t/24h 産業廃棄物 252t/24h	
熱しゃく減量		5%以下	1%以下	3%以下	－	
ばいじん量		0.01g/Nm ³	0.01g/Nm ³	0.01g/Nm ³	0.02g/Nm ³	
設備 内容	受入設備	トラックスケール	トラックスケール	トラックスケール	トラックスケール	
	投入方法	ピット&クレーン	ピット&クレーン	ピット&クレーン	ピット&クレーン	
	ガス冷却 方式	廃熱ボイラ	水噴射	廃熱ボイラ・水噴射併用	急速冷却方式 (湿式飽和型冷却)	
	通風方式	強制(平衡)	強制(平衡)	強制(平衡)	－	
	除じん方 式	乾式(消石灰吹込)バグ フィルタ＋触媒脱硝装 置	乾式(消石灰吹込) バグフィルタ	乾式(消石灰吹込) バグフィルタ	湿式ガス洗浄方式	
	煙 突 高	59m	59m	59m	29.5m	
建 設 費		① 17,679,950 千円 ② 4,949,702 千円 ① 当初建設費 ② 改良工事費	6,993,700 千円	11,755,815 千円	10,361,043 千円	
		国庫補助	① 2,422,500 千円 ② 2,096,290 千円	1,052,665 千円	1,209,066 千円	数値は一般廃棄物相当分
		起 債	① 13,110,200 千円 ② 2,483,700 千円	5,205,100 千円	8,619,800 千円	
		一般財源	① 2,147,250 千円 ② 369,712 千円	735,935 千円	1,926,949 千円	
工事施工者		日立造船(株)	(株)荏原製作所	(株)神戸製鋼所	JFE エンジニアリンク(株)	
備 考		平成25年度から平成28年度にかけて基幹的設備改良工事を実施	平成17年9月、処理能力を120t／日から180t／日に変更	－	－	

ごみ処理施設フローシート（水島清掃工場）



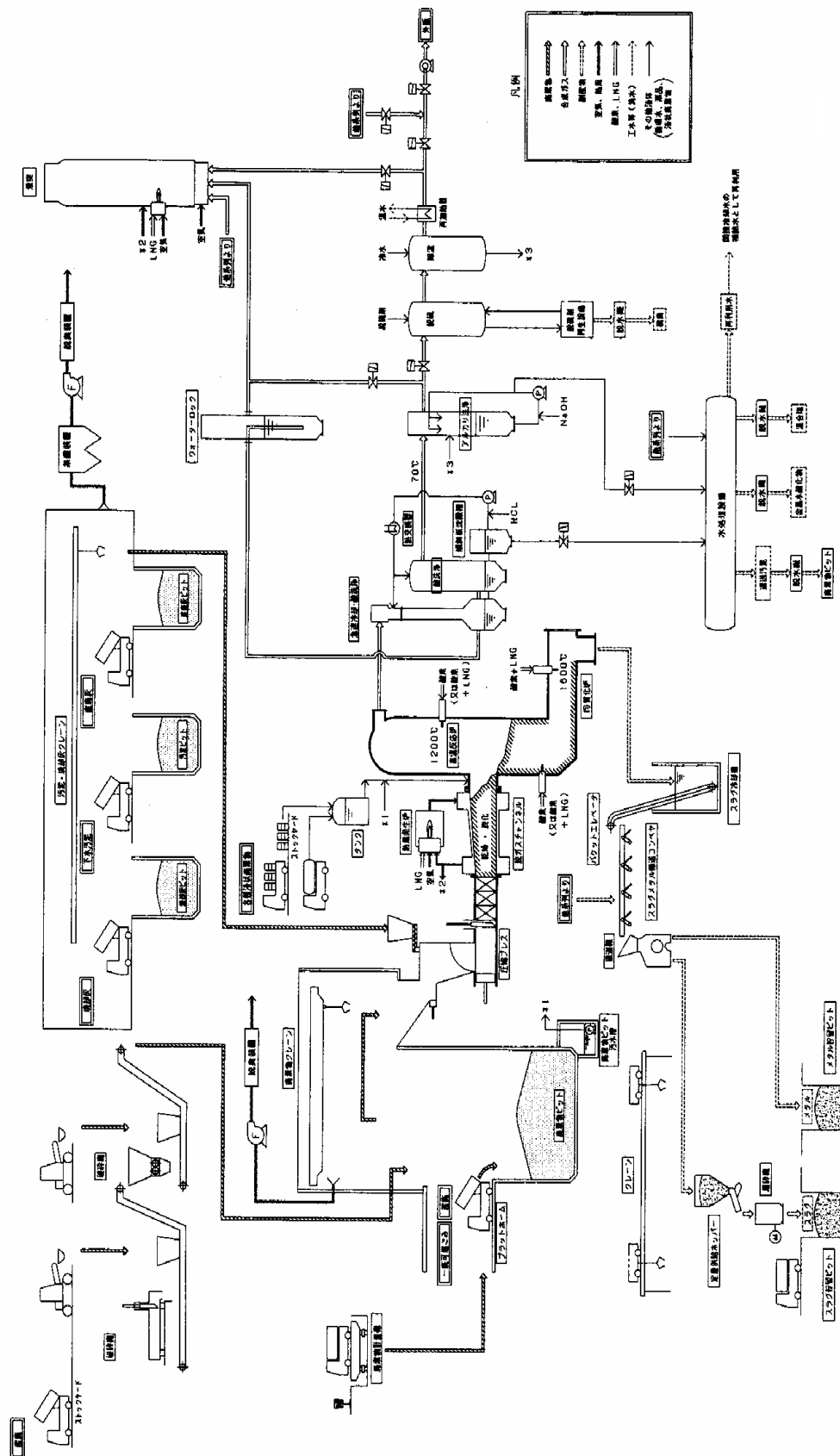
灰汁の再利用
アンモニウム系窒素で処理した灰汁は、灰汁に還元され、灰汁の再利用に使用されます。その後、灰汁は灰汁の再利用に使用されます。

灰汁の再利用
アンモニウム系窒素で処理した灰汁は、灰汁に還元され、灰汁の再利用に使用されます。その後、灰汁は灰汁の再利用に使用されます。

灰汁の再利用
アンモニウム系窒素で処理した灰汁は、灰汁に還元され、灰汁の再利用に使用されます。その後、灰汁は灰汁の再利用に使用されます。

灰汁の再利用
アンモニウム系窒素で処理した灰汁は、灰汁に還元され、灰汁の再利用に使用されます。その後、灰汁は灰汁の再利用に使用されます。

倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設（水島エコワークス㈱）のシステムフローシート



廃棄物処理システムフロー図

6 焼却処理施設回収エネルギー・副生成物の有効利用

(1) 水島清掃工場

水島清掃工場では、ごみ焼却に伴い発生する熱を蒸気として取り出し、蒸気タービン発電機で、最大3,400kWの発電を行っている。発電した電力は場内でプラントの運転で使用するとともに、余剰電力は電力会社に売電している。

水島清掃工場発電量（令和2年度）

発 電 量	売 電 量	場 内 使 用 量
27,388MWh	19,291MWh	8,287MWh

(2) 倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設（水島エコワークス）

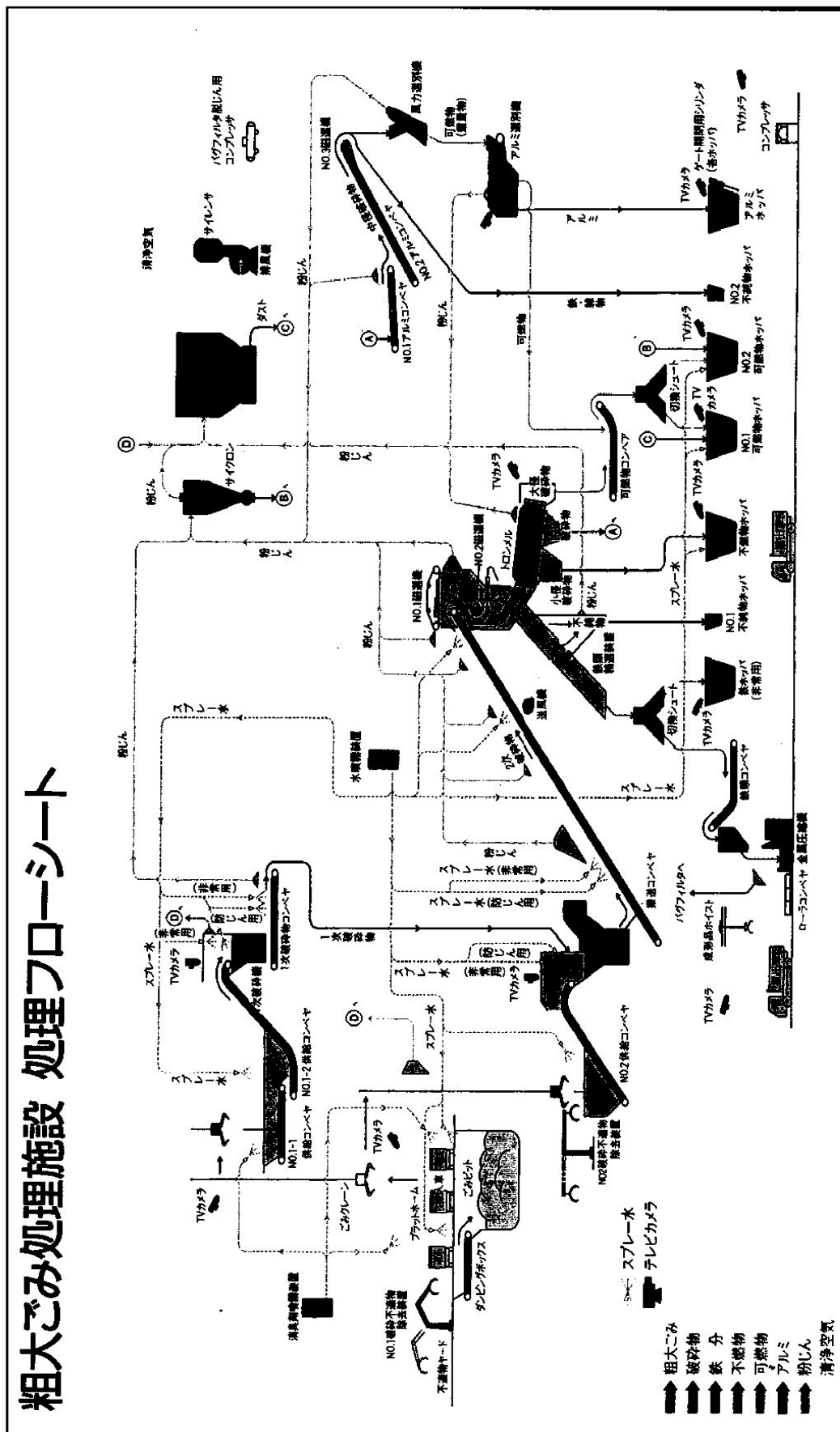
この施設では、令和2年度実績として倉敷市が搬入する一般廃棄物等69,901（トン／年）（可燃ごみ50,227トン、焼却灰12,972トン、下水汚泥6,702トン）と民間事業者である水島エコワークスが独自に行う処理事業で受け入れる産業廃棄物62,507（トン／年）を受け入れ混合処理し、精製合成ガス(回収エネルギー)約133,259（トン／年）を、また、副生成物としてスラグ約25,483（トン／年）、メタル約600（トン／年）、混合塩約1,037（トン／年）等を回収している。

なお、このサーモセレクト方式ガス化改質炉は、容器包装リサイクル法で規定する「その他プラスチック」製容器包装物のリサイクル施設(ガス化によるリサイクル方式)として認められており、本市でもこれを踏まえてこの施設での処理を資源化处理として位置付けているものである。

7 粗大ごみ処理場，資源選別所関連施設

施設名称		東部粗大ごみ処理場	吉備路クリーンセンター 粗大ごみ処理施設
所在地		二子1917-4	真備町箭田481
竣工年月		平成6年3月	平成9年3月
敷地面積		6,870 m ²	15,000 m ²
建築面積		1,043 m ²	6,300 m ²
処理対象品目		粗大ごみ	粗大ごみ
処理能力		80 t／日	36 t／日
運転時間		1日5時間運転	1日5時間運転
設備	破碎方式	2段式破碎(2軸剪断+堅形衝撃剪断)	(不燃性) 2段式破碎(前処理破碎+衝撃せん断) (可燃性) せん断往復式
内容	選別方式	4種選別 (鉄類,アルミ類,可燃物,不燃埋立物)	4種選別 (鉄類,アルミ類,可燃物,不燃埋立物)
建設費		2,894,300 千円	焼却処理施設建設費に含む
国庫補助		1,064,200 千円	
起 債		1,611,500 千円	
一般財源		218,600 千円	
工事施工者		極東開発工業(株)	(株)神戸製鋼所

施設名称		資源選別所	吉備路クリーンセンター ストック・カレットヤード*
所在地		水島川崎通1-18	真備町箭田481
竣工年月		平成8年3月	平成9年3月
敷地面積		6,400 m ²	15,000 m ²
建築面積		1,597 m ²	6,300 m ²
	管理棟	138 m ²	—
	選別棟	1,014 m ²	—
	コンテナ倉庫	208 m ²	—
	ストックヤード	237 m ²	1,352.52 m ² (カレットヤード含む)
処理対象品目		びん類	資源ごみ
処理能力		15 t／日	—
運転時間		1日5時間運転	—
設備	破碎方式	—	—
内容	選別方式	手選別	手選別
建設費		251,306 千円	焼却処理施設建設費に含む
国庫補助		—	
起債		197,600 千円	
一般財源		53,706 千円	
工事施工者		(株)菱水エステック (株)コスガデンキ (有)小田設備	(株)神戸製鋼所



8 リサイクル関連施設

施設名称		倉敷市リサイクル推進センター(愛称:クルクルセンター)	
所在地		児島小川町3697-4	
竣工年月	敷地面積	平成16年11月	10,111m ²
建築面積	本体建物	826m ²	リサイクル推進センター:536m ² 環境センター:98m ² , 共用部分:192m ²
	バイオディーゼルプラント	34m ²	
	ストックヤード	315m ²	
開館時間		9:00～17:15(毎週月曜日及び年末年始休館)	
施設内容		リサイクル学習室, リサイクル体験室ほか	
バイオディーゼルプラント概要		処理能力:100 ^{リットル} /バッチ・7時間	
太陽光発電設備		設備容量:20kW	
建設費	起債	893,772 千円(用地費525,972千円含む。)	
	県補助金	687,000 千円	
	一般財源	32,920 千円	
		173,852 千円	
工事施工者		(株)綾野工務店 東海電機(株) (株)児島配管 (株)白神建設	

9 最終処分場

処分場名		東部最終処分場(2期)
設置主体		倉敷市
所在地		二子1923-5
埋立面積		33,000 m ²
埋立容量		330,000 m ³
埋立期間	埋立開始	平成15年3月
	終了	令和21年3月 予定 (残余容量調査による)
浸出液処理施設		生物処理(含脱窒)+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭+貯留槽1,000m ³
建設費	国庫補助	1,389,683千円
	起債	551,702千円
	一般財源	795,900千円
		42,081千円
工事施工者		間組・大森工務店ほか

倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業(平成17年4月開始)においては、既存施設の焼却灰を溶融処理し、スラグとして再利用しており、最終処分場の大幅な延命化となっている。

10 跡地利用

(1) 西部ふれあい広場

西部最終処分場は平成9年2月に搬入停止し、平成9年度に整地工事を実施した。

その後、平成10年度に跡地利用について地元協議を行い、多目的広場などの建設を行うこととなった。

跡地整備事業は、平成11年度から平成13年度までの3ヶ年で行った。(主な工事は下記のとおり)

平成 9年度 整地工事	29,897千円
平成11年度 造成工事, 植栽工事	44,971千円
平成12年度 造成工事, 植栽, 便所, 舗装工事	42,000千円
平成13年度 テニスコート工事	24,915千円
建設費計	141,783千円

□建設費 141,783千円の内訳

- ・起債 97,700千円
- ・一般財源 44,083千円

跡地整備事業は平成13年度末に完了し、平成14年4月1日に、西部ふれあい広場としてオープンした。

西部ふれあい広場全体を平成30年7月豪雨災害による災害廃棄物の仮置場として使用したが、翌年度に行った復旧工事において、テニスコートを廃止し、多目的広場及び駐車場を拡張した。

現在の施設としては、多目的広場3面(約20,000㎡)(無料)、屋外トイレ、駐車場(114台)(うち身障者用3台)などであり、受付等の運営は直営で、施設の除草等清掃業務と鍵の管理、巡回業務を地元町内会に委託している。

多目的広場はグラウンドゴルフやサッカースポーツ少年団の練習、地域の交流行事などに利用されている。

(2) 水島ふれあいセンター

平成6年12月に水島清掃工場が完成，本格稼動したことに伴い，旧水島ごみ焼却処理場は，平成6年8月に運転休止，平成8年3月に施設を解体，撤去した。地元との跡地利用協議の結果，福利厚生施設（体育館，コミュニティーハウスなど）を建設することとなった。

跡地整備事業は，平成8年度から平成10年度の3ヵ年で行った。（建設費652，500千円）

□建設費	652，500千円の内訳
・起債	495，200千円
・一般財源	157，300千円

水島ふれあいセンターの施設は平成10年11月30日に完成し，平成11年2月20日にオープンした。

施設内容としては，体育館（887㎡，有料），コミュニティーハウス（680㎡）[研修室・大広間（有料），和室休憩室，浴室（無料）など]，多目的広場（4，731㎡，無料），子供広場（1，100㎡，無料），屋外トイレ，駐車場（29台）（うち身障者用3台）などで，受付等の運営を指定管理者（(財)倉敷市スポーツ振興協会）に，建物等の清掃を地元町内会に委託している。

体育館はバレーボール，バスケットボールなどの市内のサークル活動に，研修室は生け花などの趣味の会や地域住民の会合などに，大広間は日舞や三味線などに，多目的広場は地域の子供のサッカーやソフトボールに利用されている。また，子供広場には多目的遊具，ベンチ，砂場，パーゴラ（日陰棚）などを備え地域住民の憩いの場となっている。

1 1 し尿処理場

施設名称		白楽町し尿処理場	水島し尿処理場	児島衛生センター	玉島し尿処理場	備南衛生施設組合(清鶴苑)	総社広域環境施設組合(アケアセンター吉備路)
設置主体名		倉敷市	倉敷市	倉敷市	倉敷市	倉敷市, 岡山市, 早島町	総社市, 倉敷市
所在地		白楽町424	水島川崎通1丁目	児島小川町3670	玉島乙島8255	茶屋町1919	総社市窪木1101
建築年月	着工	昭和38年11月	昭和43年1月	し尿収集業務 し尿処理は、 児島下水処理場が担当している。	昭和56年1月	昭和58年10月	平成16年10月
	竣工	昭和40年3月	昭和44年3月		昭和56年10月	昭和60年11月	平成19年1月
敷地面積		10,040 m ²	10,479 m ²		7,057 m ²	8,333 m ²	14,417 m ²
建築面積		278 m ²	180 m ²		614 m ²	1,998 m ²	1,811.77 m ²
処理能力		240kl/日	128kl/日	85kl/日	70kl/日	80kl/日	90kl/日
処理方式		前処理+汚泥処理	前処理		前処理	標準脱窒素処理+凝集沈殿+オゾン処理+砂ろ過+活性炭吸着+抗火石浸漬床	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式(浄化槽汚泥対応型)+活性炭
放流先		下水処理場	下水処理場		下水処理場	倉敷川	前川
処理目標及び上乗せ基準等						BOD10 mg/ℓ SS 5 mg/ℓ T-N10 mg/ℓ T-P1 mg/ℓ	BOD10 mg/ℓ SS 5 mg/ℓ T-N10 mg/ℓ T-P1 mg/ℓ
設備内容	前処理施設	有	有		有	有	有:前脱水
	希釈水	無	無		無	河川水	無
	汚泥処理	脱水				脱水・場外搬出(乾燥・焼却はH19.7～休止)	脱水・場外排出
	汚泥処分	外部焼却				民間委託	民間委託
	脱臭方式	湿式脱臭	湿式脱臭		湿式脱臭	生物脱臭+アルカリ洗浄+活性炭	アルカリ洗浄+活性炭
建設費		118,824,601円	187,627,430円		305,812,000円	1,649,445,000円	2,408,700,000円
内訳	国庫補助	33,000,000円	51,500,000円		150,000,000円	534,374,000円	—
	県補助	1,980,000円	3,070,000円		—	—	—
	起債	53,500,000円	81,700,000円		117,600,000円	621,100,000円	2,112,500,000円
	一般財源	30,344,601円	51,357,430円		38,212,000円	493,971,000円 指定寄付 51,188千円含	296,200,000円
工事施工者		荏原インフィルコ(株)	荏原インフィルコ(株)		荏原インフィルコ(株)	久保田鉄工(株)	(株)クボタ

前処理施設設置等		昭和56年4月	昭和59年4月				
工事費		138,122,000円	147,367,000円				
内訳	起債	122,100,000円	130,500,000円				
	一般財源	16,022,000円	16,867,000円				

1 2 浄化槽汚泥脱水施設

施設名称		白楽町し尿処理場内 汚泥脱水処理施設
設置主体		倉敷市
建築 年月	着 工	平成8年 8月21日
	竣 工	平成8年12月18日
建築面積		156 m ²
処理能力		8 m ³ /h × 4 台
処理方式		多重円盤型
放 流 先		下水処理場
汚泥処分		外部焼却
建 設 費		189,046,200 円
内訳	起 債	184,300,000 円
	一般財源	4,746,000 円
工事施工者		建設工事：(株)風早興業 電気設備：川鉄電設(株) 機械設備：(株)善 興 社

1 3 し尿貯留施設

本市では、し尿収集困難地区対策としてし尿貯留槽を設置していたが、衛生上の問題もあり、廃止手続きを進めている。現在使用されている貯留槽は、玉島地区の1箇所のみで、廃止手続きが完了している6箇所のうち、令和2年度に1箇所の解体撤去を行った。残り5箇所については、今後、年に1箇所ずつ解体していく方針である。

また、真備地区の中継槽は、箭田中継槽のみを使用している。

し 尿 貯 留 施 設 一 覧

(令和3年4月1日現在)

名 称	所 在 地	位置の現況	許容量
柏島東深底貯留槽	玉島 柏島	深 底 池 西 側	約 6 kℓ
箭 田 中 継 槽	真備町箭田	真備総合公園北側	約160 kℓ

1 4 公衆便所

(1) リサイクル推進部所管

(令和3年4月1日現在)

名称	所在地	設備	構造	面積㎡	建築年月日	備考
中央1丁目	中央1丁目	水洗	鉄筋コンクリート造	47.61	昭和41年3月31日	多目的トイレ設置 H18内部改造
本町	本町3	水洗	鉄筋コンクリート造	13.90	昭和63年3月31日	
鶴形1丁目	鶴形1丁目	水洗	鉄筋コンクリート造	11.30	昭和38年3月31日	
鶴形2丁目	鶴形2-735-3	水洗	鉄筋コンクリート造	6.52	昭和57年3月31日	
倉敷駅北	寿町 13-1	2Fデッキ	水洗 鉄骨造	47.97	平成 9年3月31日	多目的トイレ設置
		1F広場	鉄筋コンクリート一部鉄骨造	30.72	平成 9年2月 1日	多目的トイレ設置
倉敷駅南	阿知1-600	水洗	鉄筋コンクリート造	24.73	昭和58年9月10日	多目的トイレ設置
中庄駅	鳥羽17-1	水洗	鉄筋コンクリート造	58.42	平成 7年3月31日	多目的トイレ設置
水島栄町	水島東栄町7	水洗	鉄筋コンクリート造	28.50	平成 1年3月31日	多目的トイレ設置
茶屋町駅	茶屋町478	水洗	コンクリートブロック造	24.00	昭和63年3月20日	多目的トイレ設置
木見駅	木見469	くみ取り	コンクリートブロック造 折板ぶき平屋建て	9.00	昭和63年3月20日	
児島駅	児島駅前1-4035-3	水洗	コンクリートブロック造	58.50	昭和63年3月20日	多目的トイレ設置
児島駅前	児島駅前1-4030-2	水洗	鉄筋コンクリート造	75.60	昭和63年7月 8日	多目的トイレ設置 内部改造
児島環境センター前	児島小川町3697	水洗	鉄筋コンクリート造	17.84	平成15年	多目的トイレ設置
上の町駅	児島上の町2丁目	水洗	コンクリートブロック造 折板ぶき平屋建て	9.00	昭和63年3月20日	
玉島港橋	玉島中央1丁目地内	水洗	木造	15.29	平成28年3月27日	多目的トイレ設置
玉島中央公園	玉島中央町3-911-9	水洗	鉄筋コンクリート造	36.98	平成 1年3月31日	
玉島中央町駐車場	玉島中央町1-23-10	水洗	鉄筋コンクリート造	29.71	平成 3年3月31日	多目的トイレ設置
新倉敷駅前	玉島爪崎528-6	水洗	鉄筋コンクリート造	44.60	平成12年3月31日	多目的トイレ設置

(2) 他部署所管 (清掃のみ実施)

名称	所在地	設備	構造	面積㎡	建築年月日	所管
西中新田卸売市場内	西中新田525	水洗	鉄筋コンクリート造	16.00	昭和45年12月	商工課
浅原	浅原1619	水洗	アルミサンドイッチ パネル壁式構造	23.04	昭和13年1月 8日	観光課

第 8 章 産業廃棄物対策事業

1	概説	8 5
2	産業廃棄物処理業等の許可状況	8 5～8 6
3	P C B 廃棄物対策	8 6～8 7
4	産業廃棄物監視指導事業の状況等	8 7～8 9
5	啓発活動の推進	8 9

第8章 産業廃棄物対策事業

1 概説

本市は、平成13年度から産業廃棄物関連業務を所管しており、排出事業者や処理業者に対して、産業廃棄物の適正処理及び減量化の指導等を行っている。

その主な業務として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づく産業廃棄物処理業（収集運搬業及び処分業）の許可、産業廃棄物処理施設の設置許可、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づく登録及び許可、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）に基づく確実かつ適正な処理を推進している。また、排出事業者や処理業者に対する立入検査・指導、苦情への対応等を行うとともに、不法投棄の早期発見と不適正処理の未然防止のため、産業廃棄物監視指導員を任用しての定期的なパトロールや、ヘリコプターによる上空監視などを行っている。

このほか、講習会等を通じて関係法令等を周知し、産業廃棄物対策課のホームページや啓発チラシ等を活用して、産業廃棄物に関する正しい情報の提供に努めている。

2 産業廃棄物処理業等の許可状況

（1）産業廃棄物処理業及び処理施設に係る令和2年度の許可件数

産業廃棄物処理業						特別管理産業廃棄物処理業						産業廃棄物処理施設			
収集運搬業			処分業			収集運搬業			処分業						
新規	更新	変更	新規	更新	変更	新規	更新	変更	新規	更新	変更	設置	変更	譲受け 借受け	合併 分割
3	2 3	6	0	1 6	5	0	1	1	0	0	0	2	0	0	0

（2）産業廃棄物処理業及び処理施設に係る令和2年度の変更届出件数

産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	処理施設軽微変更届
185	34	49

(3) 産業廃棄物処理業許可数

(令和3年3月31日現在)

産業廃棄物処理業				特別管理産業廃棄物処理業			
収集運搬業		処分業		収集運搬業		処分業	
積替保管無	積替保管有	中間処理	最終処分	積替保管無	積替保管有	中間処理	最終処分
35	79	77	3	9	9	6	1

(4) 産業廃棄物処理施設数

(令和3年3月31日現在)

施設の 種類	中 間 処 理 施 設										最終処分場		計
	汚 泥		廃 油		廃プラスチック類		木くず・がれき類の破碎	シアン化合物の分解	廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物の焼却	その他産廃の焼却	管理型最終処分場	安定型最終処分場	
	脱 水	焼 却	油 水 分 離	焼 却	破 砕	焼 却							
施設数	1 1	7	5	4	1 5	5	6 6	2	1	1 3	2	4	1 3 5

(施設の種類において重複するものがある。)

(5) 自動車リサイクル法の登録及び許可件数

(令和3年3月31日現在)

登録業者		許可業者	
引取業	フロン類回収業	解体業	破碎業
80	36	16	11

3 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物対策

倉敷市内におけるPCB廃棄物の保管事業者は、毎年6月30日までに倉敷市長に対し前年度の保管状況等について届出を行うこと及びPCB廃棄物を定められた期間内に処分することが、PCB特措法により義務付けられている。

産業廃棄物対策課では、この届出内容に対する精査を行い、届出のあった事業者の保管事業場に対して立入検査を行うとともに、この届出内容を縦覧に供している。

また、処分期間の終了が迫った高濃度PCB廃棄物（コンデンサー、変圧器及び照明器具用の安定器等）を保有する可能性がある事業者に対し、保管状況の調査や処分指導を重点的に行っている。

◇ 令和2年度PCB廃棄物に関する指導状況等

PCB廃棄物の保管状況等の届出件数	173
立入件数（照明器具用の安定器の調査指導）（延べ）	597
立入件数（その他）（延べ）	8

区分	高濃度PCB廃棄物	低濃度PCB廃棄物
説明	①PCB含有濃度が5,000mg/kgを超える不燃性の廃棄物（コンデンサー、変圧器、照明器具用の安定器など） ②PCB含有濃度が100,000mg/kgを超える可燃性の廃棄物（廃感圧紙や橋梁塗膜など）	①PCB含有濃度が5,000mg/kg以下の不燃性の廃棄物（コンデンサー、変圧器など） ②PCB含有濃度が100,000mg/kg以下の可燃性の廃棄物（廃感圧紙や橋梁塗膜など）
処分期間	令和3年3月31日まで	令和9年3月31日まで

※ 全ての高濃度PCB廃棄物の処分期間は終了。

4 産業廃棄物監視指導事業の状況等

（1）監視指導事業

退職警察官4名を産業廃棄物監視指導員（非常勤嘱託員）として採用し、2班体制で関係事業場等に対する立入りやパトロールを実施することで、不適正処理事案等を早期に把握して是正を求めるなどの指導を行うほか、市民等から寄せられる廃棄物等に関する苦情に対応している。

◇ 監視指導員活動状況

(令和2年度実績)

最 終 処分場		中間処理 施 設		積 替 え 保管場所		そ の 他		苦 情 等 対 応						
一 般 立 入	苦 情 対 応	一 般 立 入	苦 情 対 応	一 般 立 入	苦 情 対 応	一 般 立 入	苦 情 対 応	不 法 投 棄	不 適 正 保 管	不 適 正 処 理	野 外 焼 却	不 適 正 焼 却	そ の 他	計
0	0	4 5 3	0	2 4 2	0	2 1 5 7	2 2	1	0	0	2 1	0	0	2 2

(2) 航空機による監視及びテープ広報

職員が民間航空業者のヘリコプターに搭乗し、山間部を中心に監視を行う上空監視業務を年4回実施している。また、不法投棄防止をセスナ機から呼びかける広報を年1回実施している。

(3) 夜間休日不法投棄等監視業務委託事業

監視が手薄となる夜間休日中の監視体制を補完するため、平成20年6月から民間警備会社に委託し、不法投棄の早期発見と不適正処理の未然防止を目的としたパトロール監視を実施している。

◇ 夜間休日監視業務実施状況

(令和2年度実績)

平日夜間	16時以降指定時間帯	50
休日昼間	9時～17時	100
指定日	任意時間帯	12

(4) 不法投棄防止用カメラの設置による監視活動の強化

市内の不法投棄頻発場所を選定し、不法投棄防止用カメラを設置して未然防止を図っている。平成23年度から証拠保全に力点を置いた秘匿カメラ（画像転送可能）を導入し、積極的な監視活動を展開している。

(5) 悪質事案に対する積極的な行政処分等の実行

産業廃棄物の不適正処理事案や野外焼却事案については、行為者に対して廃棄物の撤去、

行為の中止等の改善指導を適宜行っている。行政指導の繰り返しにとどまることなく、悪質業者に対しては、積極的かつ速やかな行政処分を実施し、また、捜査機関との連携強化による事件化など、強い廃棄物行政の構築に努めている。

5 啓発活動の推進

(1) 産業廃棄物の排出事業者・処理業者・再生利用業者等に対し、講習会等を通じて関係法令等の周知に努めている。

(2) 産業廃棄物対策課のホームページや啓発チラシ等を活用して、産業廃棄物に関する正しい情報の提供に努めている。このほか、廃棄物処理法の要点をまとめた「産業廃棄物ハンドブック」を隔年で製作し、産業廃棄物の排出事業者・処理業者・再生利用業者等に配布している。

第 9 章 災害廃棄物処理事業

1 平成 30 年 7 月豪雨における災害廃棄物処理の概要 -----	93
-------------------------------------	----

第9章 災害廃棄物処理事業

1 平成30年7月豪雨における災害廃棄物処理の概要

大規模な浸水被害に見舞われた真備地区では、浸水が解消した直後から住宅地や道路脇、国道486号沿い、井原鉄道高架下などに大量の災害廃棄物が積み上げられていった。これらの道路脇等に集積した災害廃棄物は、自衛隊をはじめ環境省、民間、その他多くの自治体職員、ボランティアの方々の協力により、平成30年8月25日までに概ね撤去を完了することができた。

道路脇等から撤去した災害廃棄物は、真備地区内に開設した仮置場、被災された方々の生活圏から離れた仮置場、処分施設へと順に搬出し、適切に管理しながら計画的に処理を進めた。

この際、災害廃棄物の処分などの業務の一部を岡山県に事務委託し、倉敷市と県で連携しながら処理を進めた。

平成30年8月6日には、生活環境保全上の支障を除去し、二次災害の防止及び被災された方の生活再建支援を図ることを目的に、公費による解体・撤去及び処分を行う公費解体制度と、自ら被災建造物の解体・撤去等を実施した方への費用償還（自費解体）制度を創設した。

この度の災害によって市内に発生した災害廃棄物は、公費解体に伴う解体廃棄物を含め約34万3千t（市内で1年間に処理する一般廃棄物の約2倍の量）にのぼり、令和2年5月23日に全ての災害廃棄物の処理が完了した。

2 処分実績

（1）処分量

区分	処分量（t）
片付けごみ	97,797.21
土砂まじりがれき類	6,642.60
解体廃棄物	238,731.55
合計	343,171.36

（2）公費解体及び実施件数

公費解体	自費解体	合計
1,394	1,209	2,603

